

農林水産省補助事業

外食産業のインドネシア進出課題調査

【規制編】

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

農林水産食品部 市場開拓課

お役立ち度アンケートへのご協力のお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3505-6579 ジェトロ・市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/jkt_202603)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：外食産業のインドネシア進出調査】

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

※本資料は「外食産業のインドネシア進出課題調査」全体版から、規制に関するパートを分割して掲載したものになります。市場情報に関しては、本レポートの全体版もしくは市場編もあわせてご参照ください。

目次

5.	投資法制.....	1
5.1	概要.....	1
5.2	KBLI 番号.....	1
5.3	外資規制.....	1
5.3.1	基本的な枠組み.....	1
5.3.2	中小企業留保・協業分野.....	2
5.3.3	条件付分野.....	2
5.4	最低資本金および投資額要件.....	3
5.4.1	最低払込資本金.....	3
5.4.2	最低投資額.....	3
6.	会社設立と新規セットアップ.....	4
6.1	有限会社の設立.....	4
6.1.1	会社設立証書の作成.....	4
6.1.2	公証人オフィスでの手続.....	5
6.1.3	法務省への申請.....	5
6.1.4	設立許可証の発行.....	5
6.2	会社設立後のセットアップ及び許認可の取得.....	5
6.2.1	税務.....	6
6.2.2	人事労務.....	6
6.2.3	許認可.....	6
7.	許認可概要.....	6
7.1	概要.....	6
7.2	リスク分類ごとに必要となる許認可.....	7
7.3	各事業がどのリスク分類に該当するかの判断.....	8
8.	直接投資による事業展開において必要な許認可.....	9
8.1	共通の許認可.....	9

8.2	飲食サービス業.....	11
8.2.1	KBLI 番号及び許認可	11
8.2.2	観光事業スタンダード証書.....	17
8.2.3	食品衛生関連のライセンス.....	17
8.2.4	レストランにおけるアルコールに関する規制	19
8.2.5	ハラール認証.....	19
8.2.6	火災安全に関する規制.....	20
8.3	飲食品小売（オフライン）	21
8.3.1	KBLI 番号及び許認可	21
8.3.2	獣医検問番号.....	26
8.3.3	流通経路における加工食品安全管理システム	26
8.3.4	小売店の流通製品に関する責任.....	27
8.3.5	セルフサービス店としての要件.....	27
8.3.6	アルコールの小売に関する規制.....	28
8.3.7	ハラール認証.....	29
8.4	飲食品小売（オンライン）	29
8.4.1	KBLI 番号及び許認可	29
8.5	フランチャイズ.....	34
8.5.1	KBLI 番号及び許認可	34
9.	インドネシアで事業を行う上で留意すべき点	35
9.1	会社機関：株主総会、取締役会、コミサリス会.....	35
9.1.1	株主総会.....	36
9.1.2	取締役会.....	36
9.1.3	コミサリス会.....	37
9.2	雇用関係.....	38
9.2.1	雇用に関する一般事項.....	38
9.2.2	外国人の雇用.....	41
9.3	業地・物件の選定	43

9.3.1	不動産に関する権利	43
9.3.2	権利の取得	45
9.3.3	建物に関する事項.....	45
9.4	知的財産権（IP）	47
9.4.1	ブランド保護に関わる商標権	47
9.4.2	音楽著作権使用料に関する最新の動向.....	47
9.5	その他の留意点.....	48
9.5.1	広告規制.....	48
9.5.2	広告税	48
9.5.3	飲食税	48
9.5.4	駐車場	49
9.5.5	イスラム法やその他への準拠.....	49
9.5.6	使い捨てプラスチック袋、ストロー、食器の禁止	49
10.	拠点を作らない事業展開：フランチャイズによる事業展開.....	49
10.1	概要	49
10.2	フランチャイズ実施における留意点.....	49
10.2.1	フランチャイズ登録書.....	49
10.2.2	フランチャイズ事業計画書	50
10.2.3	商標ライセンス契約.....	50

5. 投資法制

5.1 概要

インドネシアの投資法上、外国投資家がインドネシアで「事業」を行う場合には、原則有限責任会社（Perseroan Terbatas）を設立する必要がある（以下、外資の有限責任会社を「外資企業」という。）。この Perseroan Terbatas は PT と略されインドネシア企業名の頭についていることがよくみられるものである。もっとも、インドネシアでの飲食及び食品小売事業の展開においては、フランチャイズによる展開、外国からインドネシアに対する製品の輸出のみとするなどなど事業拠点を設けない形態での関わり方も存在する。本レポートでは有限責任会社での事業を中心に一部フランチャイズの活用にも触れる。

5.2 KBLI 番号

インドネシアに会社設立を検討している日本企業にとって、「行おうとしている事業をインドネシアで実施することができるのか。できるとして、どのような要件が課されるのか。」という点が肝要である。インドネシアでは、その検討の出発点は、行おうとしている事業が、どのインドネシア標準産業分類（KBLI：Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia）に該当するのかという点である。

KBLI 番号とは、グループごとに事業を分類し、各事業につき 5 桁の番号（KBLI 番号）を付したものである。KBLI 番号は直近 2025 年 12 月に変更があり最新のもの中央統計局規則 2025 年 7 号に定められるもの、いわゆる 2025 年版 KBLI 番号である¹。

例えば、レストラン業であれば KBLI 番号：56101、スーパーマーケットであれば KBLI 番号：47111 というように、事業ごとの KBLI 番号が振られている²。インドネシアの外資規制、許認可法制は、KBLI 番号に紐づけされており、KBLI 番号が確定しないことには、外資規制や必要な許認可を確定することはできない。このため、KBLI 番号の確定は、インドネシア投資を行う際の検討の出発点となる重要なプロセスである。また、後述の通り、最低投資額にいても、会社が取得する KBLI 番号の数と紐づけられる形となっている。

5.3 外資規制

5.3.1 基本的な枠組み

インドネシアの外資規制の大枠は投資法及び投資分野に関する大統領令により定められる。投資分野に関する大統領令 2021 年 10 号により投資分野は以下のように分類されている。

¹ 本レポート執筆時点（2026/3/24）

² 2020 年版 KBLI 番号と 2025 年版 KBLI 番号では若干記述は異なるものの意図している事業内容は概ね同じと考えられる。

表 3：投資分野と規制

	分野	内容	対応する別紙
1	禁止分野	投資が禁止される分野	—
2	優先分野	税務上、関税上の優遇措置や、許認可手続きの簡素化、支援インフラの提供、エネルギー、原材料、イミグレーション、労働力の供給可能性の保証等の優遇措置が与えられる分野	別紙 I
3	中小零細企業留保・協業分野	コペラシ（協同組合）及び中小零細企業のために留保されているか、コペラシ及び中小零細企業との協業が必要となる分野	別紙 II
4	条件付分野	外資規制（外資投資家の持分比率の上限等）が定められる分野（いわゆる ネガティブリスト ）	別紙 III
5	上記いずれにも含まれない分野	全ての投資家が実施可能	—

以下では飲食・小売分野における外資企業の進出という観点から問題となる 3、中小零細企業留保・協業分野と 4、条件分野について記述する。

5.3.2 中小企業留保・協業分野

中小零細企業留保分野には、①コペラシ及び中小零細企業のために留保されている分野（「中小零細企業留保分野」）と、②コペラシ及び中小零細企業との協業が必要となる分野（「中小零細企業協業分野」）とがある。

インドネシアにおいて、外資企業は、大企業に分類される³。このため、中小零細企業留保分野については、外資企業は参入できない点に留意が必要である。

中小零細企業協業分野については、外資の参入も可能であるが、中小零細企業・コペラシとの「協業」が必要となる。

中小零細企業留保分野及び中小零細企業協業分野に該当する事業の KBLI 番号については、「中小零細企業留保・協業分野リスト」の形で、当該大統領令 2021 年 10 号別紙 II として定められている。

5.3.3 条件付分野

条件付分野に関する大統領令 2021 年 10 号別紙 III は、実務上、伝統的に「ネガティブリスト」と呼ばれてきたものである。ネガティブリストでは、KBLI 番号ごとに、適用される外資規制の内容が

³ 投資調整庁規則 2021 年 4 号 12 条 1 項

一覧表の形で示されている。このネガティブリストは、2020年以前のもの比べると対象が350項目から46項目へと大幅に縮減されている。また、飲食、食品小売事業については該当するものがない。

5.4 最低資本金および投資額要件

インドネシア特有の規制として、最低払込資本金・最低投資額に関する規制がある。これらの規制は、外資企業の事業の実態と合致していない部分もあり、また改正も頻繁であることから、しばしば外国投資家の混乱を招く要因となっている。

5.4.1 最低払込資本金

インドネシアの外資企業の最低払込資本金は25億ルピア（約2,400万円）とされている⁴。2021年半ばから2025年前半ばまでは、外資企業の最低払込資本金は、100億ルピア（約9,500万円）とされていた⁵。

5.4.2 最低投資額

最低投資額とは、インドネシアの外資企業が、原則として、5桁のKBLI番号及び事業ロケーションごとに実施しなければならない土地・建物を除く100億ルピア（約9,500万円）の投資のことである⁶。つまり、原則としては、KBLI番号や事業ロケーションを1つ追加するごとに、追加で100億ルピアの投資額が必要である。直近では飲食サービス業にかかる投資額についても規制緩和が実施された⁷。

従来、KBLI番号の上2桁、1事業ロケーションごとに土地・建物を除き100億ルピア（約9,500万円）の最低投資が必要だったが、当該変更により事業ロケーションの定義が県（Kabupaten）または市（Kota）ごとになった。この変更により、例えば従前は同じ県内に3店舗保有していれば店舗ごとに100億ルピア（約9,500万円）の最低投資額が必要だったものが、同じ県内に複数の店舗を運営した場合にも最低投資額100億ルピア（約9,500万円）のままとなり、小規模な事業者でも事業展開が実施しやすくなった。なお、飲食サービス業においてはKBLI番号の上2桁が同じであれば最低投資金額は増加しないことは従前通りである。例えば、レストラン業（KBLI番号：56101）とカフェ業（KBLI番号：56303）は上2桁のKBLI番号が同じである。

⁴ 投資省規則 2025年5号26条10項

⁵ 投資調整庁規則 2021年4号12条7項

⁶ 投資省規則 2025年5号26条2項

⁷ 投資省規則 2025年5号26条3項b、4項

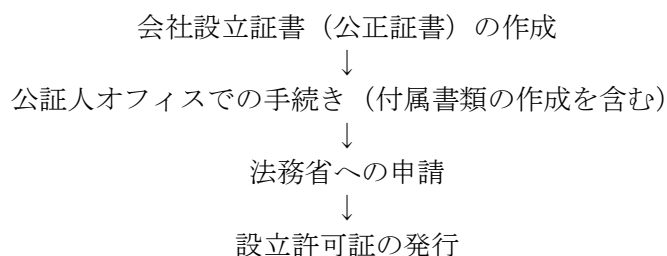
なお、投資額とは、実態としては外資企業が支出をする金額のことを指す。また、財源は資本金に限らず、負債、内部留保も活用することができる。

当局が最低投資額について指摘をしてくる契機の一つは、四半期ごとに提出が義務付けられている投資活動報告書（LKPM：Laporan Kegiatan Penanaman Modal）である。この投資活動報告書には投資額について記載する箇所があり、投資省はこの数値を確認している⁸。初めて報告を行ってから4報告期間連続で投資実現額の増加がない場合、または準備段階において4報告期間連続で投資実現額の増加がない報告を行った場合には、行政処分の対象となる可能性がある⁹。

6. 会社設立と新規セットアップ

6.1 有限会社の設立

有限責任会社は、法務省から設立許可を取得することで完了する。会社設立までの流れは概ね以下の通りである。



6.1.1 会社設立証書の作成

会社設立証書は、会社設立における最も重要な書類であり、設立時定款とそれ以外の部分で構成される。それ以外の部分は、発起人や設立時取締役、コミサリスに関する情報等が記載される¹⁰。会社設立証書は、インドネシアの公証人により、インドネシア語で作成される。

⁸外資企業は、土地の取得・開発費用、建物・建設費用、機械・設備購入費用、その他の投資費用、運転資金という各構成要素に応じた投資額を入力することとなる。

⁹投資省規則 2025 年 5 号 373 条 2 項。準備段階における投資活動報告とは、土地の取得・開発費用、建物・建設費用、機械・設備費用、およびその他の投資費用に関する報告を指す。

¹⁰会社法 8 条 2 項において、会社設立証書には、設立証書に加えて、①発起人に関する情報（発起人が自然人の場合には発起人の正式な氏名、生年月日、出生地、職業、住所、国籍、発起人が法人の場合には名称、所在地、法務人権大臣の設立許可の番号及び日付）、②設立時取締役、設立時コミサリスの正式な氏名、生年月日、出生地、職業、住所、国籍、③株主の名称、引受株式総数、株式の額面価格を記載しなければならないとされている。

会社設立において、公証人が重要な役割を持つ。公証人は、定款の内容が会社法に合致しているかを審査する権限を有する。各公証人は、会社法の内容をベースにした設立時定款のテンプレートを作成していることが一般的である。発起人側で作成した設立時定款の内容が、公証人のテンプレートから逸脱している場合には、修正を求められることもある。一般的に、インドネシアの定款の自由度はあまり高くなく、テンプレートを少し調整した程度のものに落ち着くことが多い。株主間の特殊なアレンジ等については、株主間契約で規定しておき、定款には落とし込まないことが通常である。

6.1.2 公証人オフィスでの手続

会社設立証書の内容が固まったら、公証人オフィスにおいて、発起人が、設立証書に署名する。ただし、日本企業がインドネシアで会社を設立するにあたっては、通常は自らインドネシアに赴くことはせず、代理人を選任することが一般的である。

6.1.3 法務省への申請

会社設立証書への署名が完了し、付属書類も揃ったら、公証人が法務省に対する設立申請を行う。会社設立証書署名から法務省への設立申請までの期間は 60 日以内でなければならない¹¹が、一般的には会社設立証書への署名当日から数日以内に完了する。

6.1.4 設立許可証の発行

公証人から法務人権省への設立申請後、早ければ即日設立許可証が発行される。設立許可証の発行により、会社の設立が完了する¹²。

6.2 会社設立後のセットアップ及び許認可の取得

会社設立後に、事業を行う上では税務、人事労務、許認可等の観点から、様々なセットアップが必要となる。

¹¹ 会社法 10 条 1 項

¹² 会社法 7 条 4 項

6.2.1 税務

会社設立後、会社は納税者番号（NPWP）の取得が必要となる。納税者番号の取得が完了しなければ許認可を取得するためのシステムである OSS システムへの登録ができない。納税者番号取得後に税務システム（Coretax）への登録、VAT 課税業者（PKP）登録を行う。

6.2.2 人事労務

社会保険である健康保険（BPJS Kesehatan）及び労働保険（BPJS Ketenagakerjaan）の2つへの登録を行う¹³。並行して就業規則、雇用契約を準備することになる。

6.2.3 許認可

許認可は OSS システム上で取得を進めることになる。「OSS システム」とは、「Online Single Submission システム」の略で、インドネシアの許認可を一元的に行うシステムである。インドネシアで事業を行うにあたり、OSS システムを使いこなすことが必須となっている。OSS システムは、当初、2018 年に導入後、システム上のマイナーチェンジが繰り返されながら運用されてきている。許認可の取得は次の章を参照されたい。

なお、銀行口座の開設は納税者番号と OSS システム内での事業者識別番号（NIB）を取得して初めて可能となる。

7. 許認可概要

7.1. 概要

原則として、OSS システムにて発行される。原則、許認可は KBLI 番号に紐づくとしており、2021 年以降「リスクベースの許認可」というコンセプトが導入されている。

リスクベースの許認可とは、事業活動のリスクの高低に応じて、①事業者が取得する必要のある許認可の種類及び、②監督の質・頻度を決定するというコンセプトである。リスクの度合いに応じて事業を低リスク、中・低リスク、中・高リスク、高リスクに分類し、高リスクの事業についてのみビジネスライセンスが必要とされている。低リスク、中・低リスク、中・高リスクについては、ビジネスライセンスを取得する必要はなく、各分類に応じて、事業者識別番号（NIB：Nomor Induk Berusaha）やスタンダード証書を取得すれば足りることになった。許認可システムの簡易化・効率化を企図したものであると説明されている¹⁴。これらは 2021 年導入時には政府規則 2021 年 5 号に定められていたが、直近では政府規則 2025 年 28 号にて変更置き換えられている点に留意が必要である。

¹³ ジャカルタにおいては BPJS の他に JSHK（就労時間外保障）にも加入をする必要がある。

¹⁴ 政府規則 2021 年 5 号留意点冒頭書

7.2. リスク分類ごとに必要となる許認可

全体像

リスク分類ごとに必要な許認可は下表のとおりである¹⁵。詳細は後述するが、低リスク事業と、低・中リスク事業については、当局による事前の審査・確認は行われない。

リスク分類	必要な許認可
低リスク	NIBのみ
低・中リスク	NIB及びスタンダード証書（事業者自身が作成）
低・高リスク	NIB及びスタンダード証書（政府が発行）
高リスク	ビジネスライセンス

低リスク

低リスク事業については、OSSシステム上で必要情報を入力し、事業者識別番号（NIB：Nomor Induk Berusaha）を取得すれば足りる¹⁶。事業者識別番号（NIB）とは、事業者が事業を行うために必要な識別番号である。NIBを見れば、会社の基本情報（名称、住所、納税者番号、電話番号、e-mailアドレス）に加え、会社が取得しているKBLI番号や、その会社が外資企業であるか否かを把握することができる。

中・低リスク

中・低リスクの事業については、OSSシステム上で、会社の基本情報を入力することに加えて、法令に従って事業を行う旨の宣誓書を記入する。また、OSSシステムと接続されている環境省システム上で、環境承認を取得する。これらにより、OSSシステム上、NIBとスタンダード証書が発行される。事業者は、これにより事業を行うことが可能になる。

このように、中・低リスクの事業については、事業者の宣誓のみに基づきスタンダード証書が発行され、事前に当局の審査・確認は介在しない。このため、中・低リスク事業については、許認可取得が容易となっている。

中・高リスク

¹⁵ 政府規則 2025 年 28 号 169 条 128、130～133 項

¹⁶ 政府規則 2025 年 28 号 220 条 1 項

中・高リスク事業については、スタンダード証書取得に際して、監督官庁による事前の「認証」(Verification)が必要となる¹⁷。この点で、事業者の宣誓のみに基づきスタンダード証書が発行される中・低リスク事業よりも監督が強化されている。

中・高リスク事業についても、中・低リスク事業と同様に、OSS システム上でスタンダード証書が発行されるが、この時点では、スタンダード証書は「未発効」である旨が記載される¹⁸。事業者は、スタンダード証書を有効化するために、監督官庁による認証手続を行わなければならない¹⁹。

高リスク

高リスク事業については、事前にビジネスライセンスを取得しなければならない。事業者は、OSS システムを通じて、各監督官庁が定めるビジネスライセンス取得のための要件を満たしている旨を通知する²⁰。各監督官庁は OSS システムによって転送された通知について²¹、事業者がビジネスライセンス取得のための要件を満たしていることを認証した場合には、その旨を OSS システムに通知する²²。これにより、OSS システム上、ビジネスライセンスが発行される²³。

7.3. 各事業がどのリスク分類に該当するかの判断

ある事業がどのリスク分類に該当するかや、どのような許認可を取得する必要があるかについては、政府規則 2025 年 28 号の別紙に記載されている。これらの別紙では、KBLI 番号ごとに、リスク分類や必要な許認可が一覧表の形で整理されている。このため、日本企業においては、実施している事業・又は今後実施を検討している事業につき、これらの別紙に照らして、事業がどのリスク分類に該当するか、どのような許認可を取得する必要があるのかにつき確認する必要がある。

なお、現時点での最新 KBLI 番号は 2025 年版 KBLI 番号であることは上述の通りである。しかしながら、OSS システム上は現時点でも 2020 年版 KBLI 番号が利用されている。よって、実務として現段階で新しい KBLI 番号を取得する場合には、2020 年版 KBLI 番号及びそれに紐づく許認可を取得する必要がある。また、許認可については 2025 年版 KBLI 番号が制定される半年ほど前に政府規則 2025 年 28 号として政府規則 2021 年 5 号を置き換えたばかりであり、現時点では 2025 年版 KBLI 番号に紐づく許認可は制定されていない。もっとも、全ての KBLI 番号に変更があったわけではないが、以下では 2020 年版 KBLI 番号と許認可を述べている点に留意されたい。

¹⁷ 政府規則 2025 年 28 号 132 条 2 項

¹⁸ 政府規則 2025 年 28 号 222 条 2 項、3 項

¹⁹

政府規則 2025 年 28 号 222 条 4 項

²⁰ 政府規則 2025 年 28 号 133 条 1 項、227 条 2 項

²¹ 政府規則 2025 年 28 号 227 条 5 項

²² 政府規則 2025 年 28 号 227 条 7 項

²³ 政府規則 2025 年 28 号 228 条

8. 直接投資による事業展開において必要な許認可

8.1 共通の許認可

OSS システムで許認可を取得するにあたっては空間利用に関する計画と実施する活動が適合していることを確定させた後、環境承認を取得する必要がある。

空間利用適合

空間利用適合 (KKPR : *Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang*) には、各土地について許容される土地の用途を定めた「空間利用計画」(Rencana Detail Tata Ruang) が OSS 上に入力された当該ロケーションでの実施予定事業と適合しているかの確認を行う方法と、空間利用計画がシステム化されていない場合に適合を確認する 2 つの方法がある。適合が確認された際に発行される書類は、前者は空間利用計画適合確認 (KKKPR : *Konfirmasi Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang*) と呼ばれ、後者は空間利用計画適合承認 (PKKPR : *Persetujuan Kesesuaian Kegiatan Pemanfaatan Ruang*) と呼ばれる。前者の場合はすぐに発行がされるが、後者の場合では発行に 1 ヶ月以上かかる場合もあるので注意が必要である。

なお、各地方政府は、土地利用区分に関する詳細な規制を定めた条例を有している。例えばジャカルタでは、ディスコやホテルは、モスクなどの宗教施設、病院、および居住地域から離れた場所に位置していなければならない。また、バー、ナイトクラブ、ディスコには、日曜から木曜は午後 8 時から午前 2 時まで、金曜と土曜は午後 8 時から午前 3 時までといった特定の営業時間が定められている²⁴。

現在、一部の地域の詳細空間計画は、地方政府から提供されたデータの可用性に応じて、OSS システム (<https://OSS.go.id/rdtr-interaktif>) から確認することが可能である。

事業地と空間利用計画が適合していない場合には NIB が発行されないため、特に地方都市や路面店などでの事業を検討している場合には事業実施前に空間利用計画を確認することが重要である。

環境承認

全ての事業活動はその内容に応じて適切な環境承認を得ることが義務付けられている²⁵。環境承認の種類は以下の通りである。

No.	環境承認の種類	概要
-----	---------	----

²⁴ジャカルタ首都特別州知事規則 2018 年 18 号 39 条

²⁵投資調整庁規則 2025 年 5 号 147 条 3 項、および環境保護および管理に関する政府規則 2021 年 22 号 4 条。

1. AMDAL（環境影響分析） 以下を含むがこれらに限定されない環境に重大な影響を及ぼす事業活動に義務付けられる。
 - (a) 地形や景観の変更
 - (b) 再生可能または非再生天然資源の開発
 - (c) 環境汚染、環境劣化、または天然資源の過剰利用・枯渇を招く可能性のあるプロセスや活動

2. UKL-UPL（環境管理・モニタリングプログラム） 以下の事業活動に義務付けられる。
 - (a) 環境に重大な影響を及ぼさないもの
 - (b) 保護区域の外側、かつ隣接していない場所で行われるもの
 - (c) AMDAL の取得義務の対象外であるもの

3. SPPL（環境管理・モニタリング誓約書） 以下の事業活動に義務付けられる。
 - (a) 環境に重大な影響を及ぼさないもの
 - (b) マイクロまたは小規模事業に分類されるもの
 - (c) UKL-UPL の取得義務の対象外であるもの

原則環境承認は実施される事業の内容、事業地のサイズによって規定される²⁶。

飲食サービスおよび小売店に関する敷地面積と延床面積ごとの取得すべき環境承認は以下の通りである²⁷。

- i. AMDAL：敷地面積 5ha以上、かつ／または延床面積 10,000m²以上
- ii. UKL-UPL：敷地面積 1ha以上 5ha未満、かつ／または延床面積 5,000m²以上 10,000m²未満。
- iii. SPPL：敷地面積 1ha未満、かつ／または延床面積 5,000m²未満。

事業活動がモールやオフィスビルなど他者と共有する建物や商業・サービス複合施設内で行われる場合、建物管理者または所有者がすでに空間利用適合、環境承認、建設許可、および機能適合証明書を保持していれば、事業者は、当該建物または複合施設の管理組織・所有者の名義によるそれらの書類を使用して、OSS システムを通じて許認可や後述するサポートライセンスの申請を進めることができる。

²⁶ 厳密には地下水利用量、あるいは地表水（河川、湖沼、湧水等）の取水量といった特定の規定因子においても取得すべき環境承認は変わる点に留意されたい

²⁷ 環境林業大臣規則 2021 年 4 号別紙 II

8.2 飲食サービス業

8.2.1 KBLI 番号及び許認可

KBLI : 56101 (レストラン)

この KBLI 番号には、常設の建物の一部または全部にて、敷地内で消費される飲食物を顧客の注文に応じて調理・提供する活動が含まれる。

項目	内容
リスクレベル	中・高
許認可	NIB 及びスタンダード証書（政府が発行）
発行期間	14 日
要件	スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント（Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar）を保有
義務	<ul style="list-style-type: none">観光事業認証機関（LSPr）が発行するスタンダード証書の保有衛生管理適合証明書（SLHS）の保有外国人労働者を雇用する場合、外国人労働者利用計画（RPTKA）の保有
サポートライセンス（PB-UMKU）	<ul style="list-style-type: none">衛生管理適合証明書（SLHS）【注：SLHS はサポートライセンスとされながらも取得が義務付けられていると考えられる。】アルコール飲料直接販売宣誓書（SKPL）タイプ A、B、C獣医検問番号（NKV）。
外資規制	なし
2025 年版 KBLI の規定	<p>56101（固定の建物内での食事提供）</p> <p>この KBLI 番号には、固定され、解体・移動・取り外しが不可能な建物の一部または全部において、注文に応じた事前調理によるテーブルサービスの提供、または顧客が事前に用意された展示（ビュッフェ）から料理を受け取る形式で、顧客に食事サービスを提供する活動が含まれる。消費は、敷地内での食事、持ち帰り、または顧客の自宅への配送が可能である。</p> <p>この KBLI 番号には、以下の運営が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">レストラン食堂（Eateries）カンティーン／カフェテリアファストフードレストラン

- テイクアウトレストラン

また、この KBLI 番号には以下も含まれる。

- 輸送機関（列車、巡航船、航空機など）内および輸送施設（空港、駅など）内でのレストラン運営。ただし、レストランが輸送サービス提供者の一部ではなく、独立したユニットである場合に限る。
- ホテル内でのレストラン運営。ただし、レストランがホテルの機能の一部ではなく、独立したユニットである場合に限る。
- スーパーマーケット内のテイクアウトレストラン。ただし、スーパーマーケットの独立したユニットによって運営されている場合に限る。
- グルメレストランの運営。
- アイスクリーム／ヨーグルト店の運営。

2025 年 5 月以前は、政府規則 2021 年 5 号によって、席数ごとにリスク分類と許認可が規定されていた。大企業（外資企業を含む）は 50 席以上の店舗しか許認可上の対象になっておらず、席数が 50 未満の小規模店舗には外資企業は参入できなかったと考えられる。また、席数によってリスクレベルが中・高、高と分かれており必要な許認可が異なっていた。2025 年 6 月以降は、席数による分類がなくなり、どの規模でもリスクレベルが中・高となり、中小零細が小規模レストランを開業するにあたっての許認可取得のハードルが上がった（以前は低、中・低リスクも存在した）一方、外資企業にとっては規制が緩和されたと言える。

56303（喫茶店・カフェ）

この KBLI 番号には、主として敷地内で消費するための温かい飲み物や冷たい飲み物を提供する事業活動が含まれる。事業は、常設の建物の一部または全部で運営され、準備や保管のための設備や施設の有無、あるいは監督当局から喫茶店としての正式な指定を受けているかどうかにかかわらず行われる。なお、この分類は飲み物のみを販売する施設にのみ適用される。実務上、食事も提供する喫茶店やカフェはレストラン（56101）のカテゴリーに分類される。

項目	内容
リスクレベル	中・低
許認可	NIB およびスタンダード証書
発行期間	自動的に発行
要件	-
義務	<ul style="list-style-type: none"> • LSPr（特に外資企業）が発行するスタンダード証書を保有すること • 施設、組織構造および人材、サービス、事業製品、事業管理システムを含む、喫茶店・カフェの事業スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント

スメント文書 (Dokumen Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar Usaha Rumah Minum/Kafe) を保有すること

・衛生管理適合証明書 (SLHS) を保有すること

サポートライセンス
(PB-UMKU)

・衛生管理適合証明書 (SLHS)

・アルコール飲料直接販売声明書 (SKPL) タイプ A、または B および C

・および/または、獣医検問番号 (NKV)

外資規制

-

2025 年度 KBLI 番号
の規定

56303 (喫茶店・カフェ)

この KBLI 番号には、主として敷地内で消費するための温かい飲み物や冷たい飲み物を提供する事業活動が含まれる。

事業は、準備や保管のための設備や施設の有無にかかわらず、常設の建物の一部または全部で運営される。

レストランとカフェについて、

56301 (バー)

この KBLI 番号には、事業所において一般向けにアルコール飲料、非アルコール飲料、および軽食を提供し、関連政府機関から許可を得ている事業が含まれる。

項目	内容
リスクレベル	中・高
許認可	NIB およびスタンダード証書 (政府が発行)
発行期間 (許認可)	14 日間
要件	スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント文書 (Dokumen Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar) を保有すること。
義務	・ LSPr が発行するスタンダード証書を保有すること。 ・ 健康適格証明書 (Sertifikat Laik Sehat、「SLS」) を保有すること。
サポートライセンス (PB-UMKU)	・ 健康適格証明書 (SLS)。 ・ および/または、SKPL タイプ A、または B および C。
外資規制	-

2025 年度 KBLI 番 56301 (バー)
号の規定

この KBLI 番号には、主にアルコール飲料（スピリッツ、ビール、ワイン、ウイスキーなど）および非アルコール飲料を提供する活動が含まれる。

この KBLI 番号には以下も含まれる：

- 主に飲料を提供するビーチクラブ。
- 列車や船舶などの輸送機関内で、別個のユニットとして運営されるバー活動。

56302 (主に飲料を提供するナイトクラブまたはディスコ)

この KBLI 番号には、主な活動として飲料の提供を行う取り組みが含まれ、ダンスのための場所や設備、ライブミュージック、追加サービスとしてのライトショーのアトラクション、およびホステスも提供される。

項目	内容
リスクレベル	中・高
許認可	NIB およびスタンダード証書（政府が発行）
発行期間	14 日間
要件	スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント文書（Dokumen Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar）を保有すること
義務	・ LSPr が発行するスタンダード証書を保有すること ・ 健康適格証明書（SLS）を保有すること
サポートライセンス（PB-UMKU）	・ 健康適格証明書（SLS） ・ および/または、SKPL タイプ A、または B および C
外資規制	-

2025 年度 KBLI 番号 56302 (主に飲料を提供するナイトクラブまたはディスコ)
の規定

この KBLI 番号には、主な活動として飲料の提供を行う取り組みが含まれ、ダンスのための場所や設備、ライブミュージック、追加サービスとしてのライトショーのアトラクション、およびホステスも提供される。

56210 (イベントケーターリング)

この KBLI 番号には、顧客との契約に基づいて食品サービスを提供する活動が含まれ、場所は特定のイベントのために顧客によって決定される。この KBLI 番号は、事務所、祝典、パーティー、セミナー、会議、および同様のイベントのための注文を通じて手配される調理済み（Ready-to-Consume）：

そのまま食べられる) 食事を提供する事業を対象としている。通常、食事は職場やイベント会場などに届けられ、イベント中はゲストや参加者に給仕するウェイターが同行する。

項目	内容
リスクレベル	中・高
許認可	NIB およびスタンダード証書 (政府が発行)
発行期間	14 日間
要件	スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント (Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar) を保有すること。
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業認証機関 (LSPr) が発行するスタンダード証書を保有すること。 ・衛生管理適合証明書 (SLHS) を保有すること。
サポートライセンス (PB-UMKU)	衛生管理適合証明書 (SLHS)
外資規制	-
2025 年度 KBLI 番号の規定	<p>56210 (イベントケータリング)</p> <p>この KBLI 番号には、顧客との契約に基づいて食品サービスを提供する活動が含まれ、場所は特定のイベントのために顧客によって決定される。</p> <p>この KBLI 番号は、事務所、祝典、パーティー、セミナー、会議、および同様のイベントのための注文を通じて手配される調理済み (そのまま食べられる) 食事を提供する事業を対象としている。</p> <p>通常、食事は職場やイベント会場などに届けられ、イベント中はゲストや参加者に給仕するウェイターが同行する。</p> <p>この KBLI 番号には以下は含まれない：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 再販を目的とした腐敗しやすい食品の製造 (グループ 10750 を参照)。 • 腐敗しやすい食品の小売 (グループ 472 を参照)

56290 (期間限定のケータリング)

この KBLI 番号には、一定期間の顧客との契約に基づいて食品サービスを提供するケータリング活動が含まれる。具体的には、輸送会社向けの食品サービス請負、譲渡契約に基づくスポーツ施設や同様の施設 (工場、事務所、病院、学校の食堂など) でのケータリング、および家庭向けのケータリ

ングサービスを対象としている。この KBLI 番号には、石油掘削現場や鉱山、病院、輸送サービスにおいて長期的なサービスを提供する産業用ケータリングサービスが含まれる。

項目	内容
リスクレベル	中・高
許認可	NIB およびスタンダード証書（政府が発行）
発行期間	14 日間
要件	スタンダード適用の準備に関するセルフアセスメント（Penilaian Mandiri Kesiapan Penerapan Standar）を保有すること。
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ LSPr が発行するスタンダード証書を保有すること。 ・ 衛生管理適合証明書（SLHS）を保有すること。
サポートライセンス（PB-UMKU）	衛生管理適合証明書（SLHS）
外資規制	-
2025 年度 KBLI 番号の規定	<p>56290 (Other Catering その他のケータリング)</p> <p>この KBLI 番号には、特定の期間、顧客との契約に基づいてその他の食品サービスを提供する活動が含まれ、スポーツ施設やその他の同様の会場における契約ケータリングサービスが含まれる。</p> <p>食事はクライアントの敷地内で直接準備されるか、または集中ユニットで準備される。</p> <p>この KBLI 番号には以下も含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食品サービス請負業者の活動（例：輸送会社向け）。 • 石油リグ、鉱山現場、病院、輸送サービスにおいて長期的な食料供給を行うケータリングサービス。 • スポーツ施設および同様の施設における契約に基づいたケータリングサービス。 • 譲渡ベースでの食堂（カンティーン）またはカフェテリア活動（例：工場、事務所、病院、または学校向け）。 • 家庭に奉仕するケータリングサービス。 • 栄養価の高い食品を提供し、対象グループに配布するサービス。 • レストラン／クラウドキッチン向けの食品サービス請負業者。

この KBLI 番号には以下は含まれない：

- 再販を目的とした腐敗しやすい食品の生産（グループ 10750 を参照）。
- 腐敗しやすい食品の小売（グループ 472 を参照）

8.2.2 観光事業スタンダード証書

KBLI 番号 56101（レストラン）、56303（喫茶店・カフェ）、56301（バー）、56302（主に飲料を提供するナイトクラブまたはディスコ）、56210（イベントケーターリング）、および 56290（期間限定のケーターリング）に適用される。

観光大臣規則 2025 年 6 号に基づき、対象となる事業活動は、それぞれの事業リスクに応じて、観光事業標準認証機関が発行する観光事業スタンダード証書を取得することが義務付けられている。観光事業スタンダード証書の充足は、遅くとも許認可が有効化されてから 1 年以内に行う必要がある²⁸。

当該証明書は、事業者が事業を継続する限り有効である²⁹。観光省が認定した認証機関の一覧は、専用のウェブサイト (<https://sisupar.kemendparekrif.go.id/daftar-lsup>) から確認することができる。

8.2.3 食品衛生関連のライセンス

KBLI 番号 56101（レストラン）、56303（喫茶店・カフェ）、56301（バー）、56302（主に飲料を提供するナイトクラブまたはディスコ）、56210（イベントケーターリング）および 56290（期間限定のケーターリング）に適用される。保健大臣規則 2025 年 11 号 6 条 3 項に基づき、環境衛生サービスの運営・商業支援を対象とする補助許認可には、衛生管理適合証明書（SLHS）および衛生適格証明書（SLS）が含まれる。

保健サブセクターにおける環境衛生サービスの運営および商業支援を目的としたサポートライセンス（PB-UMKU）には、以下の証明書が含まれる。

- a. 衛生管理適合証明書（SLHS : Sertifikat Laik Higiene Sanitasi)
- b. 衛生適格証明書（SLS : Sertifikat Laik Sehat)

同大臣規則において、衛生管理適合証明書は、調理済み即席食品の品質基準および衛生要件に対する食品安全基準への適合を証明する文書として位置づけられている。レストラン、ケーターリングサービス、屋台、カフェ（観光地内の店舗を含む）など、食品加工施設（TPP : Tempat Pengolahan Pangan）を運営するすべての事業者は、この衛生管理適合証明書を取得する義務がある。

²⁸ 2025 年観光大臣規則 6 号 5 条 2 項

²⁹ 観光・創造経済大臣／観光創造経済局長規則 2021 年 18 号 10 条 1 項。

SLHSの申請に必要な書類には、一般的に以下のものが含まれる。

1. 事業基本番号、スタンダード証書、および／または現行の法規制に準じた事業許可証。
2. 環境衛生検査を用いた、調理済み即席食品の健康要件充足に関する表明書（自己評価）。
3. 食品加工施設の管理者・責任者および食品取扱者のための、食品衛生講習証明書または職業能力証明書。
4. 必要な人数の食品取扱者またはダム・オペレーターの訓練証明書、または認可された認証機関が発行した能力証明書。
5. 医療施設が発行した食品取扱者またはダム・オペレーターの健康証明書。
6. 保健省が定める様式を用いて実施され、最低スコア80点以上で健康要件を満たしていることを示す環境衛生検査の結果。
7. 認定試験所または地方政府が指定した試験所が発行した、調理済み即席食品の検査結果。
8. 政府試験所または認定試験所が発行した、調理済み即席食品の糖分、塩分、および総脂肪含有量の検査結果。

一方、衛生適格証明書は、環境衛生検査および環境媒体の品質に関する試験所検査に基づく、環境衛生品質基準および要件への適合性の証明として機能する。SLSは、宿泊施設、娯楽施設、レクリエーション施設、およびスポーツ施設など、訪問者に調理済み即席食品を提供する食品加工施設に適用される。

衛生適格証明書の申請に必要な書類には、一般的に以下のものが含まれる。

1. 宿泊、レクリエーション（スパや公衆浴場を含む）、娯楽、およびスポーツ施設に関する許認可。これには、現行の法規制に準じた事業基本番号（NIB）、スタンダード証書、および／または事業許可証が含まれる。
2. SLHSの技術要件に適合した、調理済み即席食品の安全講習証明書。
3. 認定機関が発行した、清掃責任者（クリーニング・オフィサー）の講習証明書。
4. 宿泊、レクリエーション（スパや公衆浴場を含む）、娯楽、およびプールを含むスポーツ施設の管理外にある食品加工施設（TPP）を対象とした、SLHSおよび調理済み即席食品の安全講習証明書。
5. 環境衛生検査（IKL）フォームを用いた、宿泊・娯楽・レクリエーション・スポーツ施設の各要件への適合証明。
6. 現行の法規制に基づき、認定試験所または地方政府が指定した試験所が発行した、環境衛生品質基準に関する検査結果。
7. 現行の法規制に基づき、認定試験所または地方政府が指定した試験所が発行した、環境衛生品質基準に準拠したプール、スパ、および公衆浴場の水質検査結果。

衛生管理適合証明書および衛生適格証明書は、いずれも保健省の情報システムと統合された OSS システムを通じて電子的に処理され、30 営業日以内に発行される。すでに SLS を保持している事業者は、食品加工施設が同じ管理下かつ同じ事業場所で運営されている場合に限り、SLHS の取得義務を免除される。

8.2.4 レストランにおけるアルコールに関する規制

KBLI 番号 56101（レストラン）、56303（喫茶店・カフェ）、56301（バー）および 56302（主に飲料を提供するナイトクラブまたはディスコ）に適用される。

アルコール飲料は以下の 3 つのグループに分類される：³⁰

- a. グループ A：エチルアルコールまたはエタノール含有量が 5% までの飲料。
- b. グループ B：エチルアルコールまたはエタノール含有量が 20% までの飲料。
- c. グループ C：エチルアルコールまたはエタノール含有量が 55% までの飲料。

直接消費を目的とした販売は、ホテル、レストラン、バー、および市長または知事によって決定された指定エリアにおいてのみ許可される。販売は身分証明書を提示した 21 歳以上の消費者に限定される³¹。

グループ A のみを直接販売する場合には、アルコール飲料直接販売説明書（SKPL-A）が必要であり、グループ B および C を販売する場合には SKPL B&C が必要となる³²。各説明書は 1 店舗につき 1 件有効で³³、有効期間は最大 3 年間である³⁴。

アルコール飲料直接販売説明書は、商業省の情報システム（INATRADE、<https://inatrade.kemendag.go.id/>）と統合された OSS システムを通じて電子的に処理されるが、SKPL B&C は、地方自治体のワンストップ投資・統合サービス機関（Dinas Penanaman Modal dan Pelayanan Terpadu Satu Pintu、略称「DPMPSTP」）を通じて処理される。

8.2.5 ハラール認証

KBLI 番号 56101（レストラン）、56303（喫茶店・カフェ）、56210（イベントケータリング）および 56290（期間限定のケータリング）に適用される。

インドネシアの領土内に流入、流通、および取引される製品は、ハラーム（禁止）な成分や工程を含む製品を除き、ハラール証明書を取得することが義務付けられている³⁵。その結果、ハラームな成分を含む製品は、非ハラールである旨の表示を行うことが義務付けられている。

中規模および大規模事業者にとって、食品、飲料、殺製品、およびと畜サービスに関するハラール認証要件の段階的な実施は、2019 年 10 月 17 日から 2024 年 10 月 17 日まで適用される。これは、

³⁰ アルコール飲料の調達、流通、および販売の管理・監督に関する 2014 年商業大臣規則 20/M-DAG/PER/4/2014 号（2021 年商業大臣規則 20 号により最終改正、「2014 年商業大臣規則 20 号」）2 条。

³¹ 2014 年商業大臣規則 20 号 15 条。

³² 2014 年商業大臣規則 20 号 18 条、および商業分野におけるリスクベース許認可の実施における事業活動基準および／または製品・サービス基準に関する 2025 年商業大臣規則 33 号（「2025 年商業大臣規則 33 号」）との併読に基づく。

³³ 2014 年商業大臣規則 20 号 19 条

³⁴ 2014 年商業大臣規則 20 号 24 条

³⁵ ハラール製品保証の実施に関する 2024 年政府規則 42 号（「2024 年政府規則 42 号」）2 条 1 項および 2 項。

2024年10月17日以降、レストランを含む食品および飲料製品は、ハラール要件を満たす（すなわち、ハラール証明書を取得する）必要があることを意味する。

製品に対してハラール証明書が発行される前に、その製品はまずハラール検査機関（LPH）による検査を受け、ハラール製品保証実施機関（BPJPH）が定めた基準への適合性を確認しなければならない。ハラール証明書は、ハラール製品保証実施機関による発行日から有効であり、製品の原料、ハラール生産工程に変更がない限り、引き続き有効である。そのような変更が生じた場合、事業者はハラール証明書を更新しなければならない。

レストラン、カフェ、およびケータリングサービスを含む飲食サービスは、ハラール認証を必要とする製品に関する宗教大臣決定 2021年748号に基づき、ハラール認証が必要な食品製品として分類されている。

認証に関するガイドラインは、ハラール製品保証実施機関局長決定 2023年78号で規定されている。例えば、この決定に基づき、認証を受けるためには、ハラール認証を受けた施設は、ハラール製品と非ハラール製品の場所、工程、および器具を分離することが義務付けられている。具体的には、厨房、保管場所、提供場所などが対象となる。

8.2.6 火災安全に関する規制

建物には、建築および構造コンポーネントの規定、給水へのアクセス、煙制御システム、消火システム、および火災検知システムを含むがこれらに限定されない、火災防護システムを設置することが義務付けられている³⁶。

建物の所有者は、受動的防火システム（建築コンポーネントおよび構造、消火のための水のアクセスと供給、避難施設など）、能動的防火システム（消火システム、検知システム、火災報知および通信システム、煙制御、および火災制御センターなど）、および火災管理に関する技術的要件を遵守することが義務付けられている³⁷。さらに、落雷の危険から保護するために、建物には避雷システムを計画、設置、および管理することが義務付けられている。これには、外部避雷システム（受雷部、引下げ導線、接地、および監視システムなど）および内部避雷システム（雷電流の影響に対する電子機器の保護を構成するもの）が含まれる³⁸。

火災安全のより技術的な側面は、建物および環境における火災防護に関する技術的要件に関する2008年公共事業大臣規則26/PRT/M/2008号で規定されている。例えば厨房については、ホテル、レストラン、またはカフェの調理エリアの機械排気システムは、建物の他の部分に供するシステムから独立していなければならないと規定されている。また、システムは以下の要件も満たさなければならない³⁹：

- a. フードおよび排気筒は、保護されていない可燃物から最低500mmの離隔距離を確保しなければならない。
- b. 排気ガスは外部に放出されなければならない、空気取り入れ口から少なくとも5メートル離れ

³⁶ 建築物に関する 2002 年法律 28 号の実施に関する政府規則 2021 年 16 号（「政府規則 2021 年 16 号」） 30 条。

³⁷ 政府規則 2021 年 16 号 31 条。

³⁸ 政府規則 2021 年 16 号 33 条。

³⁹ 建物および環境における火災防護に関する技術的要件に関する 2008 年公共事業大臣規則 26/PRT/M/2008 号の別表 5.8.1.7 項。

ていなければならない。

- c. 排気筒が厨房の外部に設置される場合、排気筒は構造的に保護されるか、または通過する部屋の耐火定格と同等以上の耐火定格を提供するように建設されなければならない。耐火定格が高い方の基準が適用される。その定格は、排気筒および構造物の内部と外部の両方の火災曝露に適用されなければならない。上昇気流筒をレンガ造りのピット内で保護する必要がある場合、排気筒は、排気筒またはその他のサービス設備を含むピット内の独立した区画に設置されなければならない。
- d. 厨房の排気筒への防火ダンパーの設置は許可されない。
- e. 厨房の機械排気システムに火災防護システムを設置する必要がある場合、その型式、設置、追加設備などは、適用される規制を遵守しなければならない。

8.3 飲食品小売（オフライン）

8.3.1 KBLI 番号及び許認可

47111（主に食品、飲料、またはタバコを中心とした、ミニマーケット/スーパーマーケット/ハイパーマーケットにおける各種商品の小売業）

この KBLI 番号には、主に食料品/食品、飲料、またはタバコなど、さまざまな種類の商品を固定価格で販売する小売業が含まれる。顧客は自分たちで商品を選択し、レジ（セルフサービス/スーパーマーケット）で支払いを行う。加えて、家庭用品、子供用玩具、衣類などの特定の非食品項目を販売することもある。例として、ミニマーケット、スーパーマーケット、またはハイパーマーケットが含まれる。

項目	内容
リスクレベル	低
許認可	NIB
発行期間	自動的に発行
要件	-
義務（ミニマーケット）	<ol style="list-style-type: none">1. 小売店分野の法規制の規定に従って設立すること。2. 小売店分野の法規制の規定に従い、小売店店舗の所有制限を遵守すること。3. マイクロ企業または小企業とパートナーシップを結ぶこと。4. 法規制の規定に従い、商業大臣へ報告書を提出すること。5. 法規制の規定に従って定められた営業時間を遵守すること。

6. 商品供給のための協力において、マイクロ・小・中堅企業（中小零細企業）を関与させること。
7. 国内産商品を提供すること。
8. 自社の小売店ブランドを使用する場合、当該小売店は以下を行うものとする：
 - a. 商品が知的財産分野の法規制の規定を遵守していることを保証する責任を負う。
 - b. 中小零細企業によって製造された商品の、自社製品およびブランドの開発を育成する。

義務（スーパーマーケット）

1. 小売店分野の法規制の規定に従って設立すること。
2. マイクロ企業または小企業とパートナーシップを結ぶこと。
3. 法規制の規定に従い、商業大臣へ報告書を提出すること。
4. 法規制の規定に従って定められた営業時間を遵守すること。
5. 商品供給のための協力において、中小零細企業を関与させること。
6. 国内産商品を提供すること。
7. 自社の小売店ブランドを使用する場合、当該小売店は以下を行うものとする：
 - a. 商品が法規制の規定（知的財産分野）を遵守していることを保証する責任を負う。
 - b. 中小零細企業によって製造された商品の、自社製品およびブランドの開発を育成する。

義務（ハイパーマーケット）

1. 小売店分野の法規制の規定に従って設立すること。
2. マイクロ企業または小企業とパートナーシップを結ぶこと。
3. 法規制の規定に従い、商業大臣へ報告書を提出すること。
4. 法規制の規定に従って定められた営業時間を遵守すること。
5. 商品供給のための協力において、中小零細企業を関与させること。
6. 国内産商品を提供すること。
7. 自社の小売店ブランドを使用する場合、当該小売店は以下を行うものとする：

a. 商品が法規制の規定（知的財産分野）を遵守していることを保証する責任を負う。

b. 中小零細企業によって製造された商品の自社製品およびブランドの開発を育成する。

サポートライセンス
(PB-UMKU)

1. 原材料および/または補助材料の供給センターとしての指定。
2. 化粧品の流通許可（Izin Edar）。
3. 化粧品通知申請者としての推奨。
4. 流通経路における加工食品安全管理へのコミットメント充足証明書。
5. 流通経路における加工食品安全管理の充足証明書。
6. 化粧品の非臨床試験実施の承認。
7. 化粧品の臨床試験実施の承認。
8. 植物性生鮮食品の適正な取り扱い実施証明書（SPPB-PSAT）。
9. 海外生産生鮮食品の流通許可（PSAT-PL）。
10. 国内生産生鮮食品の流通許可（PSAT-PD）。
11. 小規模国内生産生鮮食品の登録（PSAT-PDUK）。
12. 動物性製品の登録。
13. NKV（獣医検問番号）。

外資規制

ミニマーケット（中小零細企業および協同組合のために留保される）。

2021年政府規則29号87条に基づき、ミニマーケットは売場面積400㎡まで、スーパーマーケットは400㎡超5000㎡まで、ハイパーマーケットは5000㎡超と分類される。

2025年度KBLI番号
の規定

47111（セルフサービスシステムによる、主に食品、飲料、またはタバコを中心とした各種商品の小売業）

このKBLI番号には、あらかじめ定められた価格での、主に食料品、食品、飲料、またはタバコの小売販売が含まれる。顧客は自身で商品を選び、レジ（セルフサービス）で支払いを行う。加えて、家庭用家具、子供用玩具、医薬品、医療機器、衣類などの非食品項目の小売販売も含む場合がある。しかし、小売販売は依然として食品、飲料、またはタバコが主流である。例として、ミニマーケット、スーパーマーケット、またはハイパーマーケットがある。

留意点 サポートライセンスに関して、番号 1、2、3、6、7、8、9、10、11、および 12 に記載された許可は、製造者が取得すべき義務である。しかし、小売店主は、製品の供給者がこれらの許可を遵守していることを確認する必要がある。

47112 (ミニマーケット/スーパーマーケット/ハイパーマーケット以外での、主に食品、飲料、またはタバコを中心とした各種商品の小売業 (伝統的店舗))

この KBLI 番号には、セルフサービス店、スーパーマーケット、ミニマーケット、またはハイパーマーケット以外の建物内で行われる、主に食料品、食品、飲料、またはタバコといった各種日用品の小売業が含まれる。衣類、家庭用品、子供用玩具などの非食品項目を販売することもある。典型的な例としては、主要な商品を販売する伝統的な食料品店 (ワルン) がある。

項目	内容
リスクレベル	低
許認可	NIB
発行期間	自動的に発行
要件	該当なし
義務	商業大臣に事業活動報告書を提出すること
サポートライセンス (PB-UMKU)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料および補助材料の供給センターとしての指定。 2. 化粧品の非臨床試験実施の承認。 3. 化粧品の臨床試験実施の承認。 4. 化粧品の流通許可。 5. NKV (獣医検問番号)。 6. 化粧品通知申請者としての推奨。 7. 流通経路における加工食品安全管理へのコミットメント充足証明書。
外資規制	なし
2025 年度 KBLI 番号の規定	<p>47112 (セルフサービスシステム以外での、主に食品、飲料、またはタバコを中心とした各種商品の小売業)</p> <p>この KBLI 番号には、セルフサービス/ミニマーケット/スーパーマーケット/ハイパーマーケットシステムを通さない、主に食料品、食品、飲料、またはタバコといった各種日用品の小売販売が含まれる。さらに、衣類、家庭用品、子供用玩具などのいくつかの非食品項目の販売を伴うこともあ</p>

り、例として伝統的な食料品店（warung）や主要商品を販売する店舗を通じて行われる。

留意点

サポートライセンスに関して、番号5および7に記載された許可を除き、他の許可は製造者が取得すべき義務であるが、小売店主は製品の供給者がこれらの許可を遵守していることを確認する必要がある。

上に記載した通り、KBLI 47112 に関しては、大規模事業者や外資企業がこの活動を行うことを禁止する規制はないが、より伝統的な小規模店舗向けに留保されている。したがって、セルフサービス店を運営する大規模事業者には、本来 KBLI 47111 の方が適している。

47221 (アルコール飲料の小売業)

この KBLI 番号には、蒸留酒（ウイスキー、ジェネヴァ、ブランデー、ジン、アラック、ラム、サケ、トゥアック）、ワイン、および麦芽ベースの飲料（ビール、エール、スタウト、テムラワック）など、建物内で販売され、敷地外で消費されるアルコール飲料を専門に扱う小売業が含まれる。

項目	内容
リスクレベル	高
許認可	NIB およびライセンス（アルコール飲料小売業者説明書、または「SKP-A」）
発行期間（許認可）	5 日間
要件	<ol style="list-style-type: none">スーパーマーケット/ハイパーマーケットとしての許認可、または地方自治体の長（Bupati または市長、ジャカルタ特別州においては州知事）によってグループ A アルコール飲料を販売する小売施設として規定されたその他の指定場所であること。登録済みのディストリビューターまたはサブディストリビューターからのアルコール飲料小売業者任命書。事業所在地の郡/市事務所による実地検査の議事録。
義務	<ol style="list-style-type: none">少なくとも 21 歳以上の消費者に販売し、スタッフまたは販売員が接客すること。販売地点での消費を禁止すること。アルコール飲料を他の製品と一緒にせず、指定されたエリアまたは個別のエリアに配置すること。SKP-A のデータまたは情報に変更がある場合は、SKP-A の変更届を提出すること。

サポートライセンス (PB-UMKU) 1. 原材料および補助材料の供給センターとしての指定。
2. 流通経路における加工食品安全管理の充足証明書。

外資規制 なし

2025 年度 KBLI 番号 47221 (アルコール飲料の小売業)
の規定

この KBLI 番号には、敷地内で直接消費されない建物内でのアルコール飲料の小売販売が含まれる。具体的には、蒸留酒（ウイスキー、ジェネヴァ、ブランデー、ジン、アラック、ラム、サケ、ヤシ酒）、ワイン、麦芽ベースの飲料（ビール、エール、スタウト、ジャワジンジャー）などである。これらの活動は、建物内、または歩道、店舗のポーチ、移動可能で柔軟な市場の屋台、およびインターネットを含むその他のメディアなどの場所で行うことができる。

留意点 サポートライセンスの 1 は、製造者のみに義務付けられる。

商業大臣規則 2025 年 33 号に基づき、セルフサービス店がアルコールを販売するためには KBLI 番号 47221 を取得することが義務付けられている。

8.3.2 獣医検問番号

生の動物性製品を商業的に販売するセルフサービス店（例：精肉コーナー）は、当該製品の品質基準を確保するために獣医検問番号（NKV : Nomor Kontrol Veteriner）を取得することが義務付けられている。さらに、セルフサービス店は、獣医検問番号を保有する施設から動物性製品を調達しなければならない⁴⁰。

8.3.3 流通経路における加工食品安全管理システム

流通経路における加工食品安全管理システム（SMKPO : Sistem Manajemen Keamanan Pangan Olahan di Sarana Peredaran）は、食品サプライチェーン全体を通じたリスクベースの自主的な監視により、加工食品の安全と品質を確保するために設計・開発されたシステムである⁴¹。事業者は、加工食品の流通活動を行う際に流通経路における加工食品安全管理システムを実施しなければならない⁴²。ミニマーケットを運営する事業者は流通経路における加工食品安全管理システムコミットメント充足証明書を取得し、スーパーマーケットおよびハイパーマーケットを運営する事業者は流通経路における加工食品安全管理システム標準充足証明書を取得するものとする⁴³。流通経路における加工食品安全管理システムコミットメント充足証明書および流通経路における加

⁴⁰ 動物性製品事業ユニットの獣医検問番号認証に関する農業大臣規則 2020 年 11 号

⁴¹ 流通経路における食品安全管理システムの実施に関する 2021 年食品医薬品監督庁（BPOM）規則 21 号 1 条 3 号

⁴² BPOM 規則 2021 年 21 号 2 条

⁴³ BPOM 規則 2021 年 21 号 4 条および 10 条

工食品安全管理システム標準充足証明書の有効期間は5年間である⁴⁴。

8.3.4 小売店の流通製品に関する責任

製造ライセンスおよび流通許可（Izin Edar）は、製造業者や輸入業者、あるいは卸売業者が取得する必要がある。小売店の事業主自身は、これらを取得する義務はないが、例えば流通許可が付帯していない製品などを流通させ、その結果として消費者に危害を及ぼした場合には、刑事責任を問われる可能性がある⁴⁵。

8.3.5 セルフサービス店としての要件

営業時間

一般的に、スーパーマーケットおよびハイパーマーケットは、平日は午前10時～午後10時、週末は午前10時～午後11時の営業時間を遵守する必要がある⁴⁶。祝日やその他の特別な状況については、地方政府が別途営業時間を定めることができる⁴⁷。

供給業者（ディストリビューター）との書面による合意

セルフサービス店を運営する事業者は、商品の供給業者とインドネシア語による書面での合意を締結することが義務付けられている⁴⁸。商品供給業者との合意には、少なくとも以下の取引条件を含める必要がある⁴⁹：

- 供給業者に対して課すことができる手数料は、商品の販売に直接関連するものに限定される。
- 課される手数料の額は、通常の割引を除いた取引条件コスト全体の最大15%（15パーセント）とする。
- 供給業者とセルフサービス店は、新規および既存の商品について、合意された期間のプロモーション計画を共同で策定するものとする。
- 独自の商品の配送が可能な供給業者に対し、両者が合意した基準（時間、品質、価格、数量）を満たしている限り、セルフサービス店の配送サービスの使用を強制してはならない。
- 供給業者が数量や納期を守れなかった場合、制裁の対象となる可能性がある。
- セルフサービス店が支払期限を守れなかった場合、制裁の対象となる可能性がある。
- 上記の制裁は、当事者間の合意に従って課されるものとする。
- 新たに市場に投入された商品について、3カ月以内の評価の結果、相互に合意した販売目標を達成できなかった場合、セルフサービス店は供給業者に制裁なしで商品を返品することが

⁴⁴ BPOM 規則 2021 年 21 号 21 条

⁴⁵ 食品に関する 2012 年法律 18 号 140 条、および消費者保護に関する 1999 年法律 8 号 8 条 1 項

⁴⁶ 商業の組織化に関する政府規則 2021 年 29 号（以下「政府規則 2021 年 29 号」）91 条、および 2022 年商業大臣規則 18 号により改正された、ショッピングセンターおよびセルフサービス店の開発・管理・指導に関する 2021 年商業大臣規則 23 号（以下「2021 年商業大臣規則 23 号」）6 条。

⁴⁷ 2021 年商業大臣規則 23 号 6 条 2 項。

⁴⁸ 政府規則 2021 年 29 号 94 条 1 項。

⁴⁹ 2021 年商業大臣規則 23 号 11 条 1 項。

できる。

- セルフサービス店が注文の停止、リストからの削除、または供給業者の商品タイプやSKU（在庫管理単位）の削減を意図する場合、少なくとも3カ月前までに供給業者に書面で通知しなければならない

中小零細企業の関与

セルフサービス店は、商品の調達において中小零細企業を関与させる義務を負う⁵⁰。セルフサービス店は、中小零細企業に対して店舗への商品登録のための事務手数料を課してはならず、支払いは全額、または請求から遅くとも15日以内に行わなければならない⁵¹。

その他

- 事業主が自ら運営できるセルフサービス店（スーパーマーケットおよびハイパーマーケット）は150店舗までである。151店舗目以降については、事業主はフランチャイズ化するか、中小零細企業をパートナーとして（ジョイントベンチャー形式またはパートナーシップ形式で）追加店舗の運営に関与させなければならない⁵²。
- ショッピングセンター内に位置する場合を除き、セルフサービス店の事業主は駐車場を提供することが義務付けられている⁵³。

8.3.6 アルコールの小売に関する規制

アルコール飲料の小売販売は、免税店および市長（郡や市の場合）または知事（ジャカルタの場合）によって決定されたその他の指定エリアにおいてのみ許可される。ただし、グループ A のアルコール飲料については例外であり、スーパーマーケットおよびハイパーマーケット内の個別の区画において販売することが許可されている⁵⁴。アルコール飲料の小売販売は、販売員に身分証明書を提示した 21 歳以上の消費者にのみ行うことができる⁵⁵。

グループ A のアルコール飲料を小売販売する事業者には、「グループ A アルコール飲料小売業者説明書（*Surat Keterangan Pengecer Minuman Beralkohol Golongan A*、以下『SKP-A』）」が必要である⁵⁶。各 SKP-A は 1 店舗につき 1 件有効であり⁵⁷、有効期間は最大 3 年間である⁵⁸。

⁵⁰ 政府規則 2021 年 29 号 93 条。

⁵¹ 政府規則 2021 年 29 号 95 条 1 項。

⁵² 2021 年商業大臣規則 23 号 10 条。

⁵³ 政府規則 2021 年 29 号 86 条。

⁵⁴ 2014 年商業大臣規則 20 号 14 条。

⁵⁵ 2014 年商業大臣規則 20 号 15 条。

⁵⁶ 2014 年商業大臣規則 20 号 18 条。

⁵⁷ 2014 年商業大臣規則 20 号 19 条。

⁵⁸ 2014 年商業大臣規則 20 号 24 条。

8.3.7 ハラル認証

中規模および大規模事業者にとって、食品、飲料、と畜製品、およびと畜サービスに関するハラル認証要件の段階的な実施期間が、2019年10月17日から2024年10月17日まで設けられた。これはつまり、この期間の終了後、すなわち2024年10月17日以降、小売業者を含む食品および飲料製品を販売する者は、ハラル要件を満たす（すなわち、ハラル証明書を取得する）必要があることを意味している。

食品、飲料、医薬品、および化粧品の小売店が、2021年宗教大臣決定748号（以下「2021年宗教大臣決定748号」）によって、ハラル認証を必要とするサービス施設として分類されている。アルコールや、豚肉もしくは豚肉由来の製品を含む原材料など、非ハラル製品を販売するハラル認証済みの施設は、ハラル製品と非ハラル製品の場所および工程を分離することが義務付けられている。具体的には、保管場所、パッキング、提供場所、販売用の非ハラル製品の配置などが分離の対象となる⁵⁹。食品製造業や飲食業に対するハラル認証取得期限については、ジェットロビジネス短信「インドネシア BPJPH、輸入食料品に対するハラル認証取得の義務化を延期（2024年10月25日）⁶⁰」も参照のこと。

8.4 飲食品小売（オンライン）

8.4.1 KBLI 番号及び許認可

47914（KBLI 47911から47913に言及されるメディアを通じた混合商品の小売業）

このKBLI番号には、KBLI 47911から47913の分類に言及される、さまざまな種類の混合商品の小売業が含まれる。注文（郵便、電話、またはインターネット）を通じて行われ、カタログ、広告、サンプル、電話、ラジオ、テレビ、インターネット、マスメディア、および同様のチャンネルを介した購入者の選択に基づいて商品が配送される。

なお、47911、47912、47913の分類は以下の通り。

47911（食品、飲料、タバコ、化学品、医薬品、化粧品、および実験器具のメディアを通じた小売業）

47912（繊維製品、衣類、履物、および日用品のメディアを通じた小売業）

47913（家庭用品および厨房機器のメディアを通じた小売業）

項目	内容
リスクレベル	低

⁵⁹ 2024年政府規則42号6条。

⁶⁰ [インドネシア BPJPH、輸入食料品に対するハラル認証取得の義務化を延期\(インドネシア\)| ビジネス短信—ジェットロの海外ニュース—ジェットロ](#)

許認可	NIB
発行期間	自動的に発行
要件	-
義務	商業大臣に事業活動報告書を提出すること
サポートライセンス (PB-UMKU)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料および補助材料の供給センターとしての指定。 2. 化粧品の流通許可 (Izin Edar)。 3. 化粧品通知申請者としての推奨。 4. 流通経路における加工食品安全管理へのコミットメント充足証明書。 5. 化粧品の臨床試験実施の承認。 6. 化粧品の非臨床試験実施の承認。
外資規制	-
2025 年度 KBLI 番号の規定	47914 に相当する 2025 年 KBLI 規定は存在しない。オンライン小売販売は、最初の 2 桁が「47」である KBLI に含まれる。
留意点	サポートライセンスについては、4 番を除き、記載されているすべては、製造者または供給者の義務である。

なお、オンラインでの小売を実施する際に、TokopediaやShopeeのような既存Eコマースサイトを利用する場合には上記のKBLI番号を取得すれば販売活動を実施できるものの、自社のEコマースサイトで販売する際には他社が当該Eコマース上で販売をするかどうかに関わらずKBLI番号：63122（商業目的のウェブポータルおよび/またはデジタルプラットフォーム）に紐づくEコマースライセンスを取得する必要があると考えられる。

63122（商業目的のウェブポータルおよび/またはデジタルプラットフォーム）

このKBLI番号には、検索エンジンを使用してインターネットアドレスやコンテンツの大規模なデータベースを検索可能な形式で生成・維持する商用ウェブサイトの運営、定期的に更新されるコンテンツを提供するメディアサイトなどのインターネットポータルとしてのウェブサイトの運営が含まれる。また、注文、支払い、配送などの電子商取引活動を促進または仲介するデジタルプラットフォームやウェブサイトの運営も含まれる。

マーチャント・アグリゲーター（マーケットプレイス）、デジタル広告、オンデマンドのオンラインサービスなどのモバイルアプリも本グループに含まれる。

フィナンシャル・テクノロジー（Fintech）は含まれない（P2Pレンディングは6495、決済サービスは6641に分類される）。

項目	内容
リスクレベル	高
許認可	NIB およびライセンス (Surat Izin Perdagangan Melalui Sistem Elektronik)
発行期間	自動的に発行
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信・デジタル分野の政府事務を担当する省庁が発行する電子事業者登録証 (Surat Tanda Terdaftar Penyelenggara Sistem Elektronik)」 2. ウェブサイトのアドレスおよび／またはアプリケーション名 3. 連絡先番号および／またはメールアドレスの形式による消費者苦情サービス 4. 消費者保護および取引コンプライアンスを担当する商業省内の消費者苦情ユニットの連絡先情報を含む消費者苦情サービス 5. モバイルアプリケーションの形態をとる電子システムの場合、それと同一の (ミラーリングされた) ウェブベースの電子システムを提供しなければならない
義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統計分野の政府事務を担当する政府機関に対し、定期的にデータおよび／または情報を提出すること。また、以下の状況において、指導および監督を目的として、随時、企業および事業活動に関するデータ／情報を提出すること： <ol style="list-style-type: none"> a. 最新かつ正確、および迅速なデータが必要とされる場合。 b. 要求されたデータが、統計分野の政府事務を担当する政府機関に提出済みのデータおよび／または情報に含まれていない場合。 2. 電子システムを通じた商取引 (perdagangan melalui sistem elektronik、以下「PMSE」) のデータおよび情報を保存すること。財務取引に関連するデータおよび情報は、当該データおよび情報を取得した日から最低 10 年間保存し、財務取引に関連しない PMSE のデータおよび情報は、取得した日から最低 5 年間保存すること。 3. 関連機関が定める技術的要件を遵守し、法規則に従って信頼性証明書 (Sertifikat Keandalan) を取得すること。 4. 自身が管理する電子システム上の違法な電子情報コンテンツの存在、または空間の悪用に関して、法規則に従い、技術的な制御施設、および／または報告や公的な苦情を受理するための施設を提供すること。

5. 消費者による購入キャンセルの場合に、消費者への返金を保証するメカニズムを有し、または提供すること。
6. 法規則に従った利用のために、利用規約またはライセンス契約をユーザーに提示すること。
7. 消費者がダウンロードおよび／または保存できる電子契約を提供すること。
8. 消費者が商品および／またはサービスを受領した時点から起算して、商品および／またはサービスの交換、あるいは購入のキャンセルのために、最低2日間の期間を提供すること。
9. ウェブサイト形式の電子システムにおいて、インドネシアのトップレベルドメイン名の使用を優先すること。
10. 独力で、または国内の機関もしくは事業者と協力して、国内開発センターまたはユニットを提供すること。

**サポートライセンス
(PB-UMKU)**

1. 医薬品電子システム主催者登録 (PSEF)。
2. 医薬品流通電子システム主催者登録 (PSEF Distribusi)。
3. 医薬品の適正流通基準証明書 (CDOB)。
4. 流通経路における加工食品安全管理の標準充足証明書。

外資規制

外資企業は、商業目的でウェブポータルまたはデジタルプラットフォームを運営することが可能である。ただし、そのビジネスモデルが電子システムを通じた商取引における事業者の許可、広告、開発および監督に関する商業大臣規則 2023 年 31 号 21 条(3)に基づくソーシャルコマースの制限カテゴリーに該当しないことが条件となる。以下の特徴を持つソーシャルコマースモデルは、外資への開放が明示的に禁じられている：(i) 自社の電子システムをプラットフォーム外のシステムと相互接続していること。(ii) 支払い取引を促進していること。

したがって、この KBLI に基づいて事業を行う外国の電子商取引投資家は、制限されたソーシャルコマース主体として規制上の分類をされることを避けるため、プラットフォームモデルを慎重に構築しなければならない。

**2025 年度 KBLI 番号
の規定**

63900 (ウェブ検索およびその他の情報ポータルサービス)

この KBLI 番号には以下の活動が含まれる。

- 検索エンジンを使用して、インターネットアドレスやコンテンツの大規模なデータベースを検索可能な形式で生成および維持するウェブサイトの運営。
- 価格比較ウェブサイト、製品仕様、および同様のサービスの運営。ならびに、他サイトへのリンクを提供することで定期的に更新されるコンテンツを提供するメディアサイトの運営。
- 組織、機関、または企業に関連し、内部および外部の目的で定期的に情報を提供するウェブサイトまたは情報ポータルの運営（例：学校、病院、企業情報システムなどのウェブサイト）。

この KBLI 番号には、電話ベースの情報サービス、契約ベースまたは料金ベースの情報検索サービス、ニュースクリッピングまたはプレスクリッピングサービス、および契約ベースまたは料金ベースでの情報やディレクトリの編集といった、その他の情報サービスも含まれる。

この KBLI 番号には以下の活動は含まれない：

- 商品および／またはサービスの所有権の移転をもたらす電子取引を促進するウェブサイト、アプリケーション、またはその他のデジタルプラットフォームの運営（例：マーケットプレイス活動、デジタル広告、およびオンデマンドのオンラインサービス）。これらの活動範囲は、提供される主要な業種に応じて、それぞれのグループに分類される。具体的な例は以下の通り：
 - 物理的商品の小売に関連する仲介サービス：グループ 47 を参照。
 - 宿泊に関連する仲介サービス：グループ 55 を参照。
 - 郵便およびクーリエサービスに関連する仲介サービス：グループ 53 を参照。
 - 電気通信に関連する仲介サービス：グループ 61 などを参照。
 - 出版活動（新聞など）：グループ 58 を参照。
 - 放送活動：グループ 60 を参照。
 - ニュースシンジケートおよび通信社の活動：サブグループ 6031 を参照。
 - コールセンター活動：サブグループ 8220 を参照。

留意点

サポートライセンスについては、4 番を除き、記載されているすべてが製造者または供給者への要件である。

8.5 フランチャイズ

8.5.1 KBLI 番号及び許認可

77400（著作権作品を除く、知的財産権のオペレーショナル・リース）

このKBLI番号には、資産保有者に対してロイヤリティまたはライセンス料が支払われる、他者による非金融資産の使用を可能にする事業活動が含まれる。当該資産の使用は、複製権、その後の工程または製造における使用、フランチャイズ・システムの下での事業運営など、さまざまな形態をとる場合がある。知的財産の所有者は、必ずしもその資産の作成者である必要はない。このKBLI番号に含まれる活動は、無形知的財産（書籍やソフトウェアなどの著作権作品を除く）のオペレーショナル・リース、および特許エンティティ、商標およびサービスマーク、商号（ブランド名）、鉱物探索権、フランチャイズ契約、その他の無形知的財産といった資産の使用に対するロイヤリティまたはライセンス料の受領である。

このKBLI番号には以下は含まれない：(i) 権利からの収入ならびに書籍、ソフトウェア、映画、および音楽の出版、(ii) 著作物／著作権（書籍、ソフトウェア、映画）の制作、複製、および配布。

項目	内容
リスクレベル	低
許認可	NIB
発行期間（許認可）	自動的に発行
要件	-
義務	商業大臣に事業活動報告書を提出すること
サポートライセンス（PB-UMKU）	-
外資規制	-
2025 年度 KBLI 番号の規定	77400（著作権作品を除く、知的財産および類似製品のオペレーショナル・リース） この KBLI 番号には、製品の所有者または資産保有者へのロイヤリティ支払いまたはライセンス料と引き換えに、他者が知的財産または類似の製品を使用することを可能にする活動が含まれる。この資産の使用は、複製のライセンス供与、その後の工程や製造における使用、およびフランチャイズ・システムの下での事業運営など、さまざまな形態をとる場合

がある。現在の所有者は、必ずしもその資産の作成者である必要はない。

この KBLI 番号に含まれるもの：

- 知的財産製品（書籍やソフトウェアなどの非著作権作品）のオペレーショナル・リース
- 特許エンティティ、商標およびサービスマーク、商号、鉱物探索権、フランチャイズ契約、インターネットドメイン、および設計・開発されたボードゲームの権利などの製品の使用に対するロイヤリティまたはライセンス料の受領
- 科学的研究結果に対するロイヤリティまたはライセンス料の受領も含まれる。

この KBLI 番号には以下は含まれない：

- 権利からの収入ならびに書籍、ソフトウェア、映画、および音楽の出版（グループ 58、59 を参照）
- 著作権作品（書籍、ソフトウェア、映画）の制作、複製、および配布（グループ 58、59 を参照）
- コンテンツ発行者によるソフトウェアや書籍などのコンテンツのストリーミング（グループ 58 を参照）
- その出版に関連しないオーディオブックのストリーミング（グループ 6010 を参照）
- 不動産の賃貸（グループ 681 を参照）
- 有形商品（資産）の賃貸（グループ 771、772、および 773 を参照）

9. インドネシアで事業を行う上で留意すべき点

9.1 会社機関：株主総会、取締役会、コミサリス会

会社法上、会社は、取締役会、コミサリス会、および株主総会という 3 つの機関で構成される⁶¹。

⁶¹ 会社法 1 条 2 号

9.1.1 株主総会

権限及び種類

株主総会は、会社法又は定款 で定められた範囲で、取締役会又はコミサリス会に与えられていない権限を有する⁶²。株主総会には、毎年開催される年次株主総会と必要なときに開催される臨時株主総会の2種類がある。

株主総会は、コミサリス会（監査役会※詳細は 9.1.3）および取締役会メンバーの選任、年次報告書および財務諸表の承認、配当金の分配、資本構成の変更、定款の変更、清算の承認などを行う権限を有する。また、株主は会社法で規定されていない事項についても、定款において株主総会の決議事項として追加することができる。

招集手続き及び開催方法

株主総会を開催するためには、取締役会が原則開催日の14日前までに株主に招集通知を出さなければならない⁶³。議決権の10%以上を保有数株主またはコミサリス会によって開催の要請を受けた場合にも開催の義務がある。

株主総会は、原則定款記載の会社の本店所在地又は会社が主な事業を行う場所において開催されるが、オンラインでの開催や書面決議⁶⁴も可能である。実際に、日系企業の場合、書面決議で完了させることも多々見られる。

定足数及び決議要件

会社法上、株主総会決議は、普通決議、特別決議及び特殊決議に分けられる。それぞれ議決権株式の過半数以上、3分の2以上、4分の3以上を有する株主の出席及び出席株主の過半数、3分の2以上、4分の3以上を有する株主の賛成により可決される⁶⁵。ジョイントベンチャーの場合などは定足数や決議要件について、より高い割合を定款にて規定していることも見られる。

9.1.2 取締役会

取締役会は、会社の目的に従い、会社の利益のために会社を経営する権利と責任を有し、裁判所内外の会社を代表する機関である⁶⁶。取締役会は1名以上の取締役で構成される。取締役会のメンバーは、株主総会によって特定の任期で選任され、再任も可能性である⁶⁷。実務上、取締役の任期は、定款に規定された1年から5年の間で設定されることが多い。取締役が2名以上いる場合、定款に別段の定めがない限り、取締役会の各メンバーが有限責任会社を代表する権限を有する⁶⁸。

取締役会は、会社の全純資産の50%超を構成する資産を1事業年度の間に処分、または、かかる資産を担保に供する場合には、株主総会の承認を得なければならないとされている⁶⁹。

⁶² 会社法 75 条 1 項

⁶³ 会社法 81 条 1 項

⁶⁴ 会社法 91 条

⁶⁵ 会社法 86 条 1 項、87 条、88 条、89 条 3 項

⁶⁶ 会社法 98 条 1 項および 92 条 1 項

⁶⁷ 会社法 94 条 1 項

⁶⁸ 会社法 98 条 2 項

⁶⁹ 会社法 102 条 1～3 項

なお、会社法上、取締役会の開催要件、定足数・決議要件等については規定が設けられていないため、これらの事項は定款に定められることが通常ある。

9.1.3 コミサリス会

コミサリス会は、会社の管理方針や経営全般のパフォーマンスを監督し、取締役会に対して助言を行う役割を担う⁷⁰。コミサリス会は1名以上のメンバーで構成される。複数のメンバーがいる場合、コミサリス会は合議制に基づいて行動し、各メンバーが個別に権限を行使することはない。これは、コミサリス会によるいかなる行動も、コミサリス会の決議に基づかなければならないことを意味する⁷¹。取締役会と同様に、コミサリス会のメンバーは株主総会によって特定の任期で選任され、再任も可能である⁷²。

コミサリス会は会社の日常業務には関与しない。監督機能を有するコミサリス会は、会社法や定款によって付与された権限に基づき、取締役会の業務遂行における権限を制限することができる。例えば定款において、借入れの実行や新会社の設立など、取締役会の特定の行為に対してコミサリス会の承認を必要とするよう規定できる。また、一定の理由がある場合は、取締役の職務権限の一時停止等の権限も保有している。

⁷⁰ 会社法 108 条 1 項

⁷¹ 会社法 4 条

⁷² 会社法 111 条 1 項および 3 項

9.2 雇用関係

9.2.1 雇用に関する一般事項

雇用形態

雇用形態には、有期雇用契約（PKWT）と、無期雇用契約（PKWTT）の2種類がある⁷³。有期雇用契約は、期間、または特定の仕事の完了に基づき締結される。有期雇用契約は、最長5年間まで作成することができ、さらに最大5年間までの延長が可能である。

インドネシアでは、パートタイム雇用は1日の労働時間が7時間未満、1週間の労働時間が35時間未満に分類される⁷⁴。しかし、パートタイム労働者は個別の契約カテゴリーとして明示されておらず、むしろ一般的にPKWTの取り決めの下で構成されている。さらに、賃金に関して、時間給で支払われるパートタイム労働者には、最低賃金要件⁷⁵を満たす月給を、「時間当たり賃金＝月額賃金÷126」の計算式⁷⁶に基づいて支払わなければならない。

労働時間

原則として、労働時間は以下の通り規定されている⁷⁷。

労働時間制度	1日の労働時間	1週間の労働日数	1週間の労働時間
週休1日制	7時間以内	6日	40時間以内
週休2日制	8時間以内	5日	40時間以内

雇用者は労働者に対し、週6日勤務の場合は週に1日、週5日勤務の場合は週に2日の休日を与える義務がある。

ただし、観光業（飲食サービス業など）および小売業（スーパーマーケット、ショッピングセンター、その他類似の業種）の労働者は、「継続的な業務」に従事する労働者（エッセンシャルワーカー）とみなされるため、雇用者は、労働者に残業手当を支払うことを条件として祝日に勤務を命じることができる⁷⁸。

社会保障

雇用者は、段階的に、自らおよび労働者（有期雇用契約か否かを問わない）を社会保障運営機関（BPJS）のプログラムに加入させる必要がある。社会保障には、労働社会保障（BPJS Ketenagakerjaan）と健康社会保険（BPJS Kesehatan）の2種類がある。労働社会保障は、労災保険

⁷³ 有期雇用契約、アウトソーシング、労働時間および休憩時間、ならびに労働関係の終了に関する政府規則 2021 年 35 号 2 条 4 項

⁷⁴ 政府規則 2021 年 36 号 16 条 1 項注釈（政府規則 2025 年 49 号により改正）

⁷⁵ 政府規則 2021 年 36 号 23 条 1 項

⁷⁶ 政府規則 2021 年 36 号 16 条 4 項

⁷⁷ 政府規則 2021 年 35 号 21 条 2 項、22 条

⁷⁸ 労働・移住大臣決定 2003 年 233 号 2、3、5 条

(JKK)⁷⁹、死亡保険 (JK)⁸⁰、老齢保険 (JHT)⁸¹、年金保険 (JP)⁸²、および失業保険 (JKP)⁸³の 5 つのプログラムで構成される。インドネシアで少なくとも 6 ヶ月間就労する外国人を含むすべての者は、社会保障プログラムへの加入が義務付けられている⁸⁴。また、ジャカルタにおいては就労時間外保障 (JSHK) への加入が義務付けられていることは上述の通りである。

雇用終了の手続き

雇用を終了する場合、雇用者は雇用終了日の 14 営業日前までに、書面による通知を労働者に行わなければならない⁸⁵。労働者が通知を受け取り、異議を唱えない場合、雇用者は労働大臣に雇用終了を報告する必要がある⁸⁶。しかし、労働者が雇用終了に異議を唱える場合は、まず雇用者と労働者の間で二者間協議を通じて解決を図らなければならない⁸⁷。30 日以内に合意に至らない場合、紛争当事者は現地の労働局に紛争を登録する⁸⁸。登録後、紛争は調停または仲裁を通じて解決される⁸⁹。それでも解決しない場合、紛争当事者は労働裁判所に訴えを提起することができる⁹⁰。

退職給付金

雇用者が無期雇用契約に基づく労働者を解雇する場合には、退職給付を支払わなければならない⁹¹。解雇の事由に応じて、「ベース退職金・勤続慰労金×●倍」という形で、実際に支払うべき退職金・勤続功労金の額が計算される。「●倍」は、解雇事由により、割増退職金 (1.75～2 倍)、通常退職金 (1 倍)、減額退職金 (0.5～0.75 倍) に分かれる。

退職給付には、以下の要素が含まれる。

種類	支払い額の算出方法
退職金 (Uang Pesangon)	勤続年数に応じた (1 年未満～8 年以上) ベース退職金 (月給 1～9 か月) に解雇事由による倍率をかける。
勤続慰労金 (Uang Penghargaan Masa Kerja)	勤続年数に応じた (1 年未満～8 年以上) ベース退職金 (月給 1～9 か月) に解雇事由による倍率をかける。

⁷⁹政府規則 2021 年 49 号により直近の改正がなされた、労災補償および死亡補償プログラムの実施に関する政府規則 2015 年 44 号 4 条 1 項

⁸⁰ *ibid.*

⁸¹ 2 政府規則 2015 年 60 号により改正された、老齢保障プログラムの実施に関する 2015 年政府規則 46 号 2 条 1 項

⁸² 年金保障プログラムの実施に関する政府規則 2015 年 45 号

⁸³政府規則 2025 年 6 号により改正された、失業保障プログラムの実施に関する政府規則 2021 年 37 号 2 条 1 項

⁸⁴法律 2011 年 24 号 14 条 (法律代行政令 2022 年 2 号により改正)

⁸⁵ 政府規則 2021 年 35 号 37 条 3 項

⁸⁶ 政府規則 2021 年 35 号 38 条 3 項

⁸⁷ 2005 年代行政令 1 号により改正された、労働関係紛争の解決に関する 2004 年法律 2 号 (以下「2004 年法律 2 号」) 3 条 1 項

⁸⁸ 2004 年法律 2 号 4 条 1 項

⁸⁹ 2004 年法律 2 号 4 条 3 項、4 項、および 5 項

⁹⁰ 2004 年法律 2 号 5 条

⁹¹ 労働法 156 条、政府期規則 2021 年 35 号 49 条

権利補償金 (Uang Penggantian Hak)

- 未消化の年休
- 労働者及びその家族が採用地に帰るための費用
- 労働契約、就業規則、労働協約に定めるその他の事項

送別金 (Uang Pisah)

- 労働契約、就業規則、労働協約等に定めがある場合

解雇事由による倍率は事由ごとに細かく規定があるが、ここでは代表的な事由を記載する。

割増退職金

事由	根拠条文 (政府規則2021年35号)	退職給付金			
		退職金	勤続慰労金	権利補償金	送別金
労働者が長期疾病・労災により12か月を超えて就業できない場合 (雇用者側からの解雇)	41条	2倍	1倍	○	-

通常の退職金

事由	根拠条文 (政府規則2021年35号)	退職給付金			
		退職金	勤続慰労金	権利補償金	送別金
整理解雇 (会社に損失が発生することを防ぐために行われるもの)	43条2 項	1倍	1倍	○	-

減額退職金

事由	根拠条文 (政府規則2021年35号)	退職給付金			
		退職金	勤続慰労金	権利補償金	送別金
労働者が雇用契約、就業規則、労働協約に違反する行為を行い、3回連続で警告状を受け取った場合	52条1項	0.5倍	1倍	○	○

一方、有期雇用契約に基づく労働者との雇用終了については、雇用主は以下の補償金を支払わなければならない。

1. 雇用契約期間終了による場合、労働者は以下の補償を受ける権利を有する⁹²。
 - (i) 連続 12 カ月間の契約の場合、賃金 1 カ月分
 - (ii) 連続 1 カ月以上 12 カ月未満の契約の場合、労働期間×1 カ月分の賃金÷12
 - (iii) 12 カ月を超える契約の場合、勤務期間×1 カ月分の賃金÷12
2. 有期雇用契約期間満了前に解雇された場合、労働者は以下の補償を受ける権利を有する
 - (i) 雇用契約期間終了による場合と同様の契約期間に応じた補償⁹³
 - (ii) 契約期間満了までの賃金の残額⁹⁴

9.2.2 外国人の雇用

外国人の就ける職務

原則、事業主はインドネシア人労働者の雇用を優先することが義務付けられている⁹⁵。ただし、外国人は業種ごとの特定の職種であれば就労が可能である。例えば、労働大臣決定 2019 年 228 号では、飲食サービス業および小売業において、外国人が就労できる職種として、料理人、マーケティングマネージャー、ゲストリレーションマネージャー、オペレーションマネージャー、財務マネージャー、製品マネージャー、販売マネージャー、地域マネージャーを規定している。なお、人事管理に関連する職種を除き、外国人を取締役会のメンバーに任命し、就労許可を得ることに原則として制限はない⁹⁶。

ビザ・就労許可

インドネシアに入国するすべての外国人は、訪問の目的や必要性に応じてビザまたは滞在許可を保有しなければならない。

一般に、インドネシアへの入国・滞在に関して、主要な書類は以下の 2 つである。(i) ビザ外国人がインドネシアへ渡航・入国することを認める許可 (ii) 在留許可：インドネシアの領土に入国した後、外国人が在留することを認める許可。法律上、ビザには訪問ビザと一時滞在ビザの 2 種類がある。ビザは在留許可付与の根拠となるため、入国目的によって、外国人が当該目的に応じた在留許可を取得できるかどうかが決まる。

(i) 訪問ビザおよび訪問在留許可

⁹²政府規則 2021 年 35 号 16 条 1 項

⁹³政府規則 2021 年 35 号 17 条

⁹⁴2022 年法律 2 号に代わる政令による改正後の 2003 年労働力に関する法律 13 号 62 条

⁹⁵例えば飲食サービス業において、現地労働力の優先順位付けは、観光事業証明書発行の評価基準の一つとなっている。2025 年観光大臣規則 6 号付録 I を参照

⁹⁶政府規則 2021 年 34 号、労働大臣決定 2019 年 349 号

訪問ビザは、一次（シングル）訪問ビザまたは数次（マルチ）訪問ビザとして発行される。一次訪問ビザは最長 90 日間付与され、数次訪問ビザは適用されるビザカテゴリーに応じて、60 日、180 日、1 年、2 年、5 年、または最長 10 年といったより長い有効期間で付与される場合がある。

規制によれば、一次または数次訪問ビザを保有する外国人は、商用業務への従事など就労目的での入国が認められる。具体的には、就労関連の訪問目的として以下の活動が含まれる場合がある。(i) オフィス、工場、または商品製造場所での商品確認を含むがこれらに限定されない、商用関連の事務、会議または商品購入；(ii) ビジネス上の合意に関する協議、交渉、および／または署名。

ただし、一次または数次訪問ビザを保有する外国人は就労目的での入国が認められるものの、これは訪問目的の在留許可によって付与される在留期間、すなわち、投資準備およびインターンシップ活動を除く就労関連目的については最長 60 日間（投資準備およびインターンシップについては最長 180 日間が付与され、延長も可能）に限定される。したがって、外国人従業員は、訪問ビザおよび訪問在留許可ではなく、一時滞在ビザおよび一時滞在許可の申請を希望する場合がある。

(ii) 就労ビザおよび就労在留許可（一時滞在ビザ（VITAS）および一時滞在許可（ITAS））
インドネシアにおける外国人従業員は、VITAS を申請することができる。VITAS の申請は ITAS および再入国許可の申請も兼ねている。ITAS は、VITAS を保有してインドネシアに入国した外国人に付与され、在留許可として機能する。また、一時滞在ビザを保有する外国人の入国印は、一時滞在許可としても有効である。ITAS は外国人従業員に対して、180 日、1 年、または 2 年の在留期間で付与される場合がある。外国人従業員向けの ITAS の保有者は、以下の活動を行うことが認められる。(i) 雇用関係における就労関連活動の遂行；(ii) 入管分野の法規制の規定を満たす範囲内での、家族のインドネシア在留；(iii) 再入国許可が有効である期間内における、インドネシアへの出入国；(iv) 投資に関連する活動の遂行；(v) 観光活動および友人・家族の訪問。

さらに、VITAS/ITAS は外国人投資家に対しても利用可能であり、1 年、2 年、5 年、または 10 年の在留期間が認められる。ただし、VITAS/ITAS を保有する外国人投資家には追加要件が適用される。これらの要件は主に、規定された最低額を満たすインドネシアへの投資貢献を行うというコミットメントに関連するものである。

なお、取締役、コミサリスを除く外国人従業員に関しては、特定の雇用規制が適用される点に留意が必要である。政府規則 2021 年 34 号に従い、外国人を雇用する企業は、外国人従業員ごとに外国人労働者活用計画（rencana penggunaan tenaga kerja asing、以下「RPTKA」）を取得し、インドネシア労働大臣の承認を得なければならない。ただし、以下に該当する外国人従業員については、承認済み RPTKA の取得義務が免除される。

RPTKA の申請は、次のウェブサイト (<https://tka-online.kemnaker.go.id/>) を通じて行うことができる。RPTKA の通知を受け取った後、ビザおよび在留許可の申請は、電子ビザ申請サイト (<https://evisa.imigrasi.go.id/>) を通じて行われる。

9.3 業地・物件の選定

外資企業が飲食サービス、小売業で進出する際には不動産については賃貸を選択することが一般的である。ただし、不動産に関する権利を取得することも可能であり、その場合通常建設権を取得することとなる。建築権は当初 30 年間付与され、その後 20 年間の延長、さらに 30 年間の更新が可能となっている⁹⁷。以下では、不動産の権利について簡潔に説明する。

9.3.1 不動産に関する権利

インドネシア法上認められている土地の権利には、所有権 (Hak Milik)、建築権 (Hak Guna Bangunan)、事業権 (Hak Guna Usaha)、使用権 (Hak Pakai)、管理権 (Hak Pengelolaan)等があるが、飲食サービス、小売業に関係する主な権利としては以下の通りである。

権利	概要	期間	権利保有者		
			インドネシア国民	外国人	会社
所有権 (Hak Milik)	土地に関して保持し得る、最も強力かつ完全な世襲的権利 ⁹⁸	無制限	可 ⁹⁹	不可 ¹⁰⁰	不可 ¹⁰¹
建築権 (Hak Guna Bangunan)	土地の上に建物を建設する権利 ¹⁰²	初回：最長 30 年 ¹⁰³ 延長：最長 20 年 ¹⁰⁴ 更新：最長 30 年 ¹⁰⁵	可 ¹⁰⁶	不可 ¹⁰⁷	可 ¹⁰⁸

⁹⁷政府規則 2021 年 18 号 40 条 1 項

⁹⁸ 法律 1960 年 5 号 20 条 1 項

⁹⁹ 法律 1960 年 5 号 21 条 1 項

¹⁰⁰ 法律 1960 年 5 号 21 条 3 項

¹⁰¹ 法律 1960 年 5 号 一般説明 II 5 項および 21 条 2 項

¹⁰² 法律 1960 年 5 号 31 条 1 項.

¹⁰³ 法律 1960 年 5 号 35 条 1 項.

¹⁰⁴ 法律 1960 年 5 号 35 条 2 項

¹⁰⁵ 政府規則 2021 年 18 号 37 条 1 項。

¹⁰⁶ 法律 1960 年 5 号 36 条 1 項。

¹⁰⁷ 法律 1960 年 5 号 36 条 1 項。

¹⁰⁸ 法律 1960 年 5 号 36 条 1 項。

使用权 (Hak Pakai)	ある一定の目的のためまたは作物の収穫をする権利 ¹⁰⁹	一定期間の使用权： 初回：最長 30 年 ¹¹⁰ 延長：最長 20 年 ¹¹¹ 更新：最長 30 年 ¹¹²	一定期間の使用权：可 ¹¹⁴ 利用期間の使用权：不可 ¹¹⁵	一定期間の使用：可 所有目的が居住用である場合、イミグレーション書類が必要となる ¹¹⁶	一定期間の使用权：可 ¹¹⁸ 利用期間の使用权：不可 ¹¹⁹
		利用期間の使用权： 土地が利用されている限り有効 ¹¹³		利用期間の使用权：不可 ¹¹⁷	

延長とは、土地権利が最初に付与された際に適用された諸条件を変更することなく、有効期間を延ばすことを指す¹²⁰。土地局が権利証書に延長の注釈を記入する。延長の申請は、遅くとも有効期間が終了する前に行わなければならない¹²¹。

更新とは、当初の期間の満了後、または延長期間が満了する前に、同じ保有者に対して同種の土地権利を再度付与することを指す¹²²。これは延長とは異なり、更新によって権利書に新しい諸条件が提供されることを意味する。土地局は、新しい土地権利の付与と同様、土地権利証書の発行

¹⁰⁹ 法律 1960 年 5 号 41 条 1 項。

¹¹⁰ 政府規則 2021 年 18 号 52 条 1 項。

¹¹¹ 政府規則 2021 年 18 号 52 条 1 項。

¹¹² 政府規則 2021 年 18 号 52 条 1 項。

¹¹³ 政府規則 2021 年 18 号 52 条 2 項。

¹¹⁴ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 2 項。

¹¹⁵ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 3 項。

¹¹⁶ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 2 項および 69 条 1 項。

¹¹⁷ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 3 項。

¹¹⁸ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 2 項。

¹¹⁹ 政府規則 2021 年 18 号 49 条 3 項。

¹²⁰ 政府規則 2021 年 18 号 1 条 7 号。

¹²¹ 2021 年大臣規則 18 号 70 条 2 項および 94 条 2 項。

¹²² 政府規則 2021 年 18 号 1 条 8 号。

をする。更新の申請は、遅くとも当初の期間またはその延長期間の満了から 2 年以内に行わなければならない¹²³。法令上、権利書の更新回数に制限はない。

インドネシア人個人が保有している土地については所有権 (Hak Milik) であることが多い。会社として権利を取得するには所有権を建設権に格下げを行う必要があることに留意されたい。また、通常使用権の移転は当局からの事前承認が必要なことから建設権を取得することが一般的である¹²⁴。

9.3.2 権利の取得

譲渡手続き

土地の権利移転は、土地公証人の作成する土地譲渡証書 (AJB : Akta Jual Beli) の形式で行われる必要がある¹²⁵。土地公証人による土地譲渡証書には全額支払いの証明が求められるため、通常、売買証書に署名する前に、条件付売買契約書 (PPJB : Penjualan Pengikatan Jual Beli) を締結する。PPJB の締結から土地譲渡証書締結までの間に、当事者は土地の測量、担保権の有無の確認、関連規制への適合確認、および条件付売買契約書に規定された前提条件の充足を行う。条件付売買契約書には、土地に担保権が設定されていないこと、紛争の対象となっていないこと、および買主への移転と登記が可能であることを売主の表明保証及び違反時の補償条項を含めることが推奨される。

譲渡にかかる税

インドネシアにおける土地および建物の譲渡においては、買い手は不動産取得税 (BPHTB) としてジャカルタでは 5%、売り手は不動産譲渡税 (PPHTB) 2.5% が課せられる。また、売り手が VAT 課税事業者の場合には VAT が課税される¹²⁶。

9.3.3 建物に関する事項

会社が自ら建物を建設する場合、建設許可 (PBG) および機能適合証明書 (SLF) を取得する必要がある。建設済みの物件を取得する場合には、建物にこれらの許可が付帯していることを確認する必要がある。なお、特定の文化遺産地区にある建物については、地方政府が設定した文化遺産建築物の建築要件を遵守する必要がある場合がある¹²⁷。

建設許可 (PBG)

¹²³ 2021 年大臣規則 18 号 71 条 2 項、95 条 2 項、および 122 条 2 項。

¹²⁴ 法律 1960 年 5 号 43 条 1 項。

¹²⁵ 土地登録に関する 1997 年政府規則 24 号 (政府規則 2021 年 18 号により一部廃止) 37 条 1 項

¹²⁶ 法律代行政令 2022 年 2 号により改正された、物品・サービス付加価値税および奢侈品販売税に関する 1983 年法律 8 号 1A 条 1 項(a)、3A 条 1 項、および 7 条 1 項

¹²⁷ 建物に関する政府規則 2021 年 16 号 16 条

建設許可は、建物の建設前に取得しなければならない¹²⁸。申請は、OSSシステムを介して専用ウェブサイトから行い¹²⁹、建物所有者または申請者の情報、建物の情報、および技術計画書類を提出する必要がある¹³⁰。

機能適合証明書（SLF）

機能適合証明書は、建物を利用開始する前に取得しなければならない¹³¹。建設許可の発行後に申請を行い、同じく専用ウェブサイトを通じて提出する¹³²。機能適合証明書の有効期間は 5 年間である¹³³。

建物所有権証明書（SBKBG）

建物所有権証明書は、政府規則 2021 年 16 号によって取得が義務付けられているが、現時点では政府による運用は開始されていない。

2021 年以前に建設された建物を取得する場合の建設許可は PBG ではなく、従前の IMB であることがある。また、機能適合証明書も 2021 年から導入されたため付帯されていないことがあり、実務としては PBG と機能適合証明書を買入手の名義で取得することが多々ある。

なお、インドネシアでは基本的に土地所有者と建物所有者は同じであることから、建物のみを取得するという事例は見られない。

¹²⁸ 2025 年投資調整庁規則 5 号 171 条 1 項

¹²⁹ 2025 年投資調整庁規則 5 号 173 条 2 項

¹³⁰ 2025 年投資調整庁規則 5 号 172 条 3 項

¹³¹ 建物に関する 2002 年法律 28 号の実施に関する政府規則 2021 年 16 号 274 条

¹³² 2025 年投資調整庁規則 5 号 182 条 5 項

¹³³ 政府規則 2021 年 16 号 297 条 2 項

9.4 知的財産権 (IP)

インドネシア法上認められている知的財産権（著作権、特許権、商標権、意匠権など）のうち、飲食サービス業および飲食品の小売においては、商標権及び著作権の利用が関係すると考えられる。

9.4.1 ブランド保護に関わる商標権

商標は、図形、ロゴ、名称、単語、文字、数字、色彩の構成、2次元または3次元の形状、音、ホログラム、あるいはこれらの組み合わせなど、視覚的に表現可能な標識であって、ある当事者の商品やサービスを他者のものと区別するものを指す¹³⁴。

インドネシアの商標法は先願主義を採用している。これは、知的財産権総局に対して最初に商標出願を行った者に、商標を登録する権利が認められることを意味する¹³⁵。ただし、出願者がパリ条約または世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の加盟国において、インドネシアでの出願の6ヶ月前までに同様の商標を出願している場合には、優先権を主張することが可能である¹³⁶。

登録の手続きは、専用のウェブサイト (<https://merek.dgip.go.id/>) にログインしてオンライン申請を選択し、以下の手順で行う。

1. 申請の種類を選択する
2. 申請者のデータを入力する
3. 代理人を通じた申請であるかを入力する
4. 優先権を主張する場合はその旨を入力する
5. 商標のデータを入力する
6. 区分データを追加する
7. 必要な裏付け書類をアップロードする
8. 請求コードを作成して支払いを行い、情報を保存する
9. 入力データと書類が正確かつ全て揃っていることを確認し、申請を完了させる
10. 受領書をダウンロードする

9.4.2 音楽著作権使用料に関する最新の動向

レストラン、カフェ、バー、ナイトクラブ、および小売店を含む営利施設において、営業時間中に音楽を流す場合は、国家著作権管理団体 (LMKN) に対して著作権使用料を支払うことが義務付けられている¹³⁷。

各営利施設における著作権使用料の料率は、施設の種類に応じて以下の通り規定されている¹³⁸。

- (i) レストランおよびカフェ：支払うべき著作権使用料は、1席あたり年間12万ルピア
- (ii) バー：支払うべき著作権使用料は、1㎡あたり年間36万ルピア

¹³⁴ 法律2016年20号（法律代行政令2022年2号により改正。以下「商標法」という。）1条1項

¹³⁵ 商標法3条

¹³⁶ 商標法9条

¹³⁷ 歌および／または音楽の著作権使用料の管理に関する政府規則2021年56号の実施に関する2025年法務大臣規則27号19条

¹³⁸ 歌および／または音楽の著作権に関連する創作物および／または製品を営利目的で利用する利用者に対する著作権使用料率の批准に関する2016年法務人権大臣決定 HKI.2.OT.03.01-02 号

- (iii) ナイトクラブおよびディスコ：支払うべき著作権使用料は、1 m²あたり年間 43 万ルピア
- (iv) 小売店：支払うべき著作権使用料の総額は、以下の通り面積に応じて算出される
 - a. 最初の 500 m²まで：1 m²あたり年間 8,000 ルピア
 - b. 次の 500 m²（累計 1,000 m²まで）：1 m²あたり年間 7,000 ルピア
 - c. 次の 1,000 m²（累計 2,000 m²まで）：1 m²あたり年間 6,000 ルピア
 - d. 次の 3,000 m²（累計 5,000 m²まで）：1 m²あたり年間 5,000 ルピア
 - e. 次の 5,000 m²（累計 10,000 m²まで）：1 m²あたり年間 4,000 ルピア
 - f. 次の 5,000 m²（累計 15,000 m²まで）：1 m²あたり年間 3,000 ルピア
 - g. 15,000 m²を超える超過面積分：1 m²あたり年間 2,000 ルピア

9.5 その他の留意点

9.5.1 広告規制

あらゆる形態のアルコール広告は禁止されている¹³⁹。提供される物やサービスの利点、条件、危険性、またはリスクなどに関する虚偽の広告は、消費者保護法に基づき禁止されており、刑事罰の対象となる可能性がある。

9.5.2 広告税

公道沿いの拠点に看板を掲示する場合、広告税が課される可能性がある。例えばジャカルタでは、特定のエリアにおける広告に対して広告税が課される¹⁴⁰。ただし、店舗の看板については、地方政府の規制で定められた免税の技術的要件を満たしていれば、広告税が免除される。例えばジャカルタでは、サイズが 1 m²以下であり、掲示板または自立看板の形式である場合に税が免除される¹⁴¹。

9.5.3 飲食税

飲食サービスの利用者は、特定物品サービス税（PBJT）の課税対象となる¹⁴²。食品サービスに対する特定物品サービス税の税率は最大 10 パーセントに設定されている一方、ナイトクラブやバーなどの夜間の娯楽施設に対しては、最低 40 パーセントから最大 75 パーセントの範囲で設定されている¹⁴³。特定物品サービス税の具体的な税率は、地方政府ごとに規定される。なお、インドネシアでは、飲食店がサービス料を課すことが多いため、チップの授受は一般的な慣習ではない。ただし、ホテル以外ではこうしたサービス料の分配を義務付ける規定が存在しないため、レストラン運営者らはサービス料の一部を労働者に分配する義務を負わない。

¹³⁹ 商業大臣規則 2014 年 20 号 30 条

¹⁴⁰ 広告の組織化に関するガイドラインに関するジャカルタ特別州知事規則 2017 年 148 号 51 条。

¹⁴¹ 広告税を免除される事業名または専門職名看板の形式の広告に関するジャカルタ特別州知事規則 2024 年 29 号 4 条。

¹⁴² 中央政府と地方政府の間の財政関係に関する 2022 年法律 1 号 50 条

¹⁴³ 同法律 58 条

9.5.4 駐車場

ショッピングセンター内に位置する場合を除き、セルフサービス形態の店舗の事業主は駐車場を提供することが義務付けられている¹⁴⁴。また、駐車場の規制は地方政府ごとに規定される。例えばジャカルタでは、屋外駐車場において、駐車スペース 3 台分に対して高木 1 本の割合で植樹することが求められている¹⁴⁵。

9.5.5 イスラム法やその他への準拠

一部の地方政府は、ラマダン（断食月）期間中における料理の展示やレストランのインテリアに関する規制を設けている。ジャカルタでは、バーおよびナイトクラブは、ラマダン開始の前日および期間中、営業を停止しなければならない¹⁴⁶。

9.5.6 使い捨てプラスチック袋、ストロー、食器の禁止

地方によっては使い捨てプラスチック袋、ストロー、食器の禁止に関する規制が定められている。例えば、バリ州知事はバリ・ゴミゼロ運動に関する回状を発行し、飲食サービス業者および小売業者に対し、プラスチック袋、ストロー、発泡スチロール、ペットボトル入り飲料水などの使い捨てプラスチック製品の提供を禁止した。ジャカルタにおいても、ショッピングモール、ミニマーケット、スーパーマーケット、ハイパーマーケット内の小売業者は、包装のない食品を除き、使い捨てプラスチック袋の提供が禁じられている¹⁴⁷。

なお、2030 年 1 月 1 日からは、飲食サービス業および小売業におけるスプーン、フォーク、ストローを含む使い捨てプラスチック袋および使い捨て食器の全国的な禁止が計画されている。

10. 拠点を作らない事業展開：フランチャイズによる事業展開

10.1 概要

フランチャイズは、フランチャイズに関する2024年政府規則35号（以下「政府規則2024年35号」）によって規定されている。

10.2 フランチャイズ実施における留意点

10.2.1 フランチャイズ登録書

¹⁴⁴ 貿易の組織化に関する政府規則 2021 年 29 号 86 条

¹⁴⁵ 建物計画に関する規定に関するジャカルタ特別州知事規則 2024 年 20 号 46 条 2 項。

¹⁴⁶ 観光事業の組織化に関するジャカルタ特別州知事規則 2018 年 18 号 40 条

¹⁴⁷ ジャカルタ首都特別州知事規則 2019 年 142 号

フランチャイザー（本部）とフランチャイジー（加盟店）の両者は、OSSシステムを通じてフランチャイズ登録証（STPW）を登録することが義務付けられている¹⁴⁸。フランチャイズ登録証を登録するためには、フランチャイザーおよびフランチャイジーはフランチャイズ事業計画書（FDD：Prospektus Penawaran Waralaba）を提示しなければならない¹⁴⁹。

フランチャイズ登録登録の要件を遵守しないフランチャイザーおよびフランチャイジーは、リスクベースの許認可に関連する行政処分の対象となる可能性があるため留意が必要である¹⁵⁰。

10.2.2 フランチャイズ事業計画書

フランチャイザーは、フランチャイズ契約締結の少なくとも14日前までに、フランチャイジー候補者に対してインドネシア語のフランチャイズ事業計画書事業計画書を提供することが義務付けられている。フランチャイズ事業計画書は以下の内容で構成される¹⁵¹。

- (i) フランチャイザーの基本情報
- (ii) フランチャイザーの登記情報
- (iii) 事業沿革
- (iv) フランチャイザーの組織体制
- (v) ビジネスモデル
- (vi) 直近2年間の財務諸表
- (vii) 店舗数
- (viii) フランチャイジーのリスト
- (ix) フランチャイザーおよびフランチャイジーの権利と義務
- (x) 知的財産権（証明書）

なお、フランチャイズを始めたばかりのフランチャイザーについては、フランチャイズD事業計画書の要件が免除される。

10.2.3 商標ライセンス契約

商標ライセンスは、商標法、および政府規則2018年36号によって規定されている。

著作権や商標を含む知的財産のライセンスは、書面によるライセンス契約に基づいて行われなければならない¹⁵²。ライセンス契約には、法令によって定められた最低限の条項が含まれている必要があり、その最低限の条項は知的財産の種類によって異なる。

ライセンス契約に外国当事者が関与する場合、以下の追加要件が適用される。

¹⁴⁸ 2024年政府規則35号12条、およびフランチャイズの組織化に関する2019年商業大臣規則71号11条1項の併読に基づく。

¹⁴⁹ 2024年政府規則35号13条1項

¹⁵⁰ 2024年政府規則35号（GR 35/2024）17条。

¹⁵¹ 2024年政府規則35号5条。

¹⁵² 政府規則2018年36号5条1項。

- a) ライセンス契約が外国語で作成されている場合、インドネシア語に翻訳されなければならない¹⁵³
- b) ライセンサー、ライセンシーが、(1) インドネシア外に居住または設立された場合、または (2) 外国籍である場合、ライセンス契約の登録申請は、代理人を通じて提出されなければならない¹⁵⁴

各ライセンス契約には、少なくとも以下の主要な条項を含める必要がある¹⁵⁵。

- a) 締結の日付および場所
- b) ライセンサーおよびライセンシーの氏名と住所
- c) ライセンスの対象となる知的財産
- d) ライセンスが独占的か非独占的か（サブライセンス権の有無を含む）
- e) ライセンスの期間
- f) ライセンスの地理的範囲
- g) 年次の登録維持手数料の支払い責任を負う当事者

その上で、第三者に対抗するためには、ライセンス契約は知的財産総局（DGIP）に記録されなければならない¹⁵⁶。

¹⁵³ 政府規則 2018 年 36 号 5 条。

¹⁵⁴ 政府規則 2018 年 36 号 8 条。

¹⁵⁵ 政府規則 2018 年 36 号 7 条 2 項。

¹⁵⁶ 商標法 42 条 5 項。

外食産業のインドネシア進出課題調査【規制編】

2026年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載